

狛江市第4次基本構想

後期基本計画

(第一次答申)

(案)

令和6年11月

狛江市総合基本計画審議会

目次

施策体系	3
まちの姿1	7
まちの姿2	16
まちの姿3	22
まちの姿4	34
まちの姿5	47
まちの姿6	64
まちの姿7	73
まちの姿8	92
用語解説	101

施策体系

まちの姿1 人権が尊重され、市民が主役となるまち	施策1-①平和の希求・人権の尊重	
	方向性1 平和に対する意識啓発	
	方向性2 人権が尊重される環境づくり	★
	方向性3 性別にかかわらず活躍できる社会の推進	
	方向性4 多文化共生社会の推進	
	施策1-②市民参加・市民協働の推進	
	方向性1 まちづくりに参加しやすい仕組みづくり	★
	方向性2 協働の裾野の拡大	
	方向性3 市民活動支援センターを中心とした市民活動の活性化	★
	施策1-③市政情報の共有	
	方向性1 分かりやすく、伝わりやすい情報発信	
	方向性2 広聴活動・双方向のコミュニケーションによる情報共有	★
	方向性3 情報公開の推進	

まちの姿2 安心して暮らせる 安全なまち	施策2-①防災体制の充実	
	方向性1 自助・共助活動の推進による地域の防災体制づくり	★
	方向性2 震災・風水害に対する備えの強化	★
	方向性3 要配慮者への支援	
	施策2-②日常生活における安心・安全の確保	
	方向性1 日常生活における犯罪被害の防止	
	方向性2 犯罪の発生を未然に防ぐ防犯活動等の推進	★
	方向性3 交通事故の抑制	

ま ち の 姿 3 活 気 に あ ふ れ 、 に ぎ わ い の あ る ま ち	施策3-①魅力の創出・向上・発信	
	方向性1 魅力の発掘・創出	
	方向性2 魅力の向上	★
	方向性3 魅力の発信	
	施策3-②地域コミュニティ・都市間交流の推進	
	方向性1 地域コミュニティ活動の活性化	★
	方向性2 地域・地区センターの活用	
	方向性3 都市間交流の推進	
	施策3-③商工業の振興	
	方向性1 市内消費の拡大及び商工業の活性化	★
	方向性2 中小企業への経営支援	
	方向性3 創業支援の充実	
	施策3-④都市農業の推進	
	方向性1 都市農業と触れ合う機会の拡充	★
方向性2 農業経営の支援・農地の保全		
方向性3 農業後継者や新たな担い手の育成に対する支援		

ま ち の 姿 4 子 ど も が の び の び と 育 つ ま ち	施策4-①地域で支える健やかな成長	
	方向性1 子どもや子育て家庭を支える地域社会づくり	★
	方向性2 地域の中でゆるくつながる環境の整備	★
	方向性3 子どもへの理解と子どもの権利の保障	★
	施策4-②切れ目のない子育て支援	
	方向性1 切れ目のない支援体制の強化	★
	方向性2 発達段階に応じた支援の充実	★
	方向性3 保育環境の充実	
	方向性4 要支援家庭等への支援体制の強化	★
	施策4-③子ども・若者の居場所づくりと多面的な支援	
	方向性1 放課後の活動場所の充実	★
	方向性2 子ども・若者の居場所づくり	★
	方向性3 多面的な支援の充実	
	方向性4 子ども・若者の権利擁護と横断的な支援	
	施策4-④個性や創造力を伸ばす学校教育	
	方向性1 自らの人生を切り拓いていく力の育成	★
	方向性2 誰一人取り残さない教育の推進	
	方向性3 家庭・地域・学校で子どもの学びを支える教育環境の整備	

まちの姿5 いつまでも健やかに暮らせるまち	施策5-①地域共生社会づくりの推進	
	方向性1 つながりを実感できる地域づくり	
	方向性2 地域で支える支援の充実	★
	方向性3 包括的な支援体制の構築	★
	方向性4 誰一人取り残さない地域づくり	★
	方向性5 再犯の防止等の推進	
	施策5-②健康づくりの支援	
	方向性1 健康づくりと意識の向上	★
	方向性2 疾病予防対策の充実	
	方向性3 心の健康づくり	
	施策5-③高齢者への支援	
	方向性1 地域における見守り体制の強化	
	方向性2 生活支援サービスの充実	★
	方向性3 介護予防の推進と社会参加の促進	
	方向性4 地域包括ケアシステムの推進	
	方向性5 認知症予防の取組と認知症との共生	
	施策5-④障がい者への支援	
	方向性1 地域生活を支える体制整備	★
	方向性2 相談支援体制の充実・強化	
	方向性3 障がい者理解と社会参加の促進	
施策5-⑤生活支援のためのセーフティネットの構築		
方向性1 自立支援体制の充実	★	
方向性2 貧困の連鎖の防止		
方向性3 就労支援の推進		

まちの姿6 生涯を通じて学び、 歴史が身近に感じられるまち	施策6-①生涯を通じた学びの充実	
	方向性1 学びの環境づくりの充実	★
	方向性2 多様なニーズやライフステージに応じた学びの充実	★
	方向性3 学びを活かす機会の充実	
	施策6-②芸術文化・スポーツの推進	
	方向性1 芸術文化に触れる機会の充実	
	方向性2 芸術文化活動の推進	★
	方向性3 スポーツを楽しむ環境の整備	
	方向性4 豊かな生活のためのスポーツの推進	
	施策6-③歴史・文化の理解と継承	
	方向性1 歴史・文化の継承と人材の発掘	★
	方向性2 史跡や文化財の効果的な活用	

まちの姿7 自然を大切にし、快適に暮らせるまち	施策7-①水と緑の快適空間づくり	
	方向性1 緑の保全・創出	★
	方向性2 水環境の保全・再生・活用	★
	方向性3 公園の計画的な整備・維持管理	
	方向性4 多種多様な生きものとの共生	
	施策7-②地球にやさしい快適なまちづくり	
	方向性1 ゼロカーボンシティの実現	★
	方向性2 気候変動への適応	
	方向性3 公害防止対策等の推進	
	方向性4 美化活動の推進	
	施策7-③循環型社会の推進	
	方向性1 ごみの減量化・資源化の推進	★
	方向性2 ごみの発生・排出抑制の取組推進	
	方向性3 ごみの安定処理に向けた施設の維持管理	
	施策7-④下水道機能の維持・向上	
	方向性1 下水道施設の維持管理	
	方向性2 治水対策の推進	★
	方向性3 健全な事業運営	
	施策7-⑤市街地整備の推進	
	方向性1 地域拠点の機能強化	
	方向性2 適正な土地利用の誘導及び景観価値の確保	★
	方向性3 市民協働・市民参加のまちづくり	
	方向性4 快適な住環境づくり	
	施策7-⑥道路・交通環境の充実	
	方向性1 都市計画道路等の計画的な整備	★
	方向性2 道路・橋りよの適切な管理・長寿命化	
	方向性3 道路・交通環境の充実	
	方向性4 自転車利用の推進	
まちの姿8 持続可能な自治体経営	施策8-①質の高い行政経営の推進	
	方向性1 経営的な視点による行政運営	
	方向性2 デジタル化の推進による市民サービスの質の向上	★
	方向性3 公共施設等マネジメントの推進	★
	施策8-②持続可能な財政運営の推進	
	方向性1 財政規律の維持	
	方向性2 経営的な視点による財政運営	
	施策8-③組織づくり・人材育成の推進	
	方向性1 誰もが安心して働き続けられる職場づくり	
	方向性2 誰もが活躍できる職場づくり	
方向性3 未来の狛江を創っていく市役所づくり	★	

まちの姿Ⅰ 人権が尊重され、市民が主役となるまち

①平和の希求・人権の尊重

○目指すまちの姿

平和の大切さや尊さを自分ごととしてとらえ、市民一人ひとりの人権が尊重されるとともに、性別や文化にとらわれず互いに認め合い、誰もが能力、個性を発揮し、自分らしく暮らすことができている。

○施策体系

Ⅰ 人権が尊重され、市民が主役となるまち

施策Ⅰ-① 平和の希求・人権の尊重

方向性Ⅰ 平和に対する意識啓発

方向性Ⅱ 人権が尊重される環境づくり

方向性Ⅲ 性別にかかわらず活躍できる社会の推進

方向性Ⅳ 多文化共生社会の推進

○施策指標

	指標名	指標の内容	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和11年度)
Ⅰ	性別、国籍、障がいの有無等に関わらず、人権が尊重されていると思う市民の割合(%)	市民アンケート	83.7	88.0

まちの姿 | 人権が尊重され、市民が主役となるまち

○施策の現状と課題

・平和宣言都市であるとともに、平成 21 (2009) 年度から、核兵器のない平和な世界の実現を目的とした「平和首長会議」に加盟しています。また、多摩地域 26 市で平和首長会議東京都多摩地域平和ネットワーク会議が結成されました。世界では紛争が絶えない地域が存在している中、子どもの頃から平和の尊さについて考える機会の創出等、平和の大切さを次世代に継承していくよう取り組んでいます。戦争体験を継承できる世代が減少していることから、日常における平和の大切さを実感し、自分ごととして考えられる意識の醸成が必要です。

・令和2年度の「人権を尊重しみんなが生きやすい狛江をつくる基本条例」施行に伴い、狛江市人権尊重推進会議を設置し、市の人権施策の取組について評価を行いました。人権に関する市民意識調査、狛江市人権施策推進指針の策定、人権啓発誌の全戸配布や人権啓発講演会等を行っています。人権尊重は各分野に跨るものであり、人権が尊重される環境づくりに努めているところですが、人権について考える機会を提供し、市民一人ひとりの人権意識を高められるよう、効果的な啓発等を行っていく必要があります。

・女性のためのカウンセリングや啓発誌発行、講演会を開催し、フォーラムでは会場とオンライン形式を併用する等、参加しやすい環境づくりを行っています。市の審議会等に参加する委員の女性割合は増加傾向ではありますが、4割を下回っています。

・世界フォーラムが公表している男女の格差を測るジェンダーギャップ指数*が世界的に見ても低い状況にあり、依然として性別による固定的役割分担等の偏見は解消されていません。性別や自分が育ってきた家庭環境にとらわれず、時代の変化に合わせて多様な価値観があることを認識し、理解を深められるような意識の醸成が求められます。

・市の相談窓口では、従来実施していた「女性のためのカウンセリング」に加え、「こころのカウンセリング」を実施し、性別にかかわらず相談できる環境を整えたほか、人権啓発紙でLGBTQ+*に関する特集を組む等、多様な性のあり方に関する意識啓発を行っています。男女共同参画だけでなく、多様な性のあり方も含めて、誰もが自分らしく生きられるような環境づくりにつなげることが必要です。

・国際交流協会では、多文化の理解を深めるための活動や市民と外国人との交流の場を提供しています。また、NPO 法人「にほんごしえん」と協力して、日本語教室や外国語通訳ボランティア派遣、小中学校での外国籍児童生徒への日本語支援、生活言語支援等を行っています。市内在住の外国人が安心して地域の一員として暮らすことができるよう、調査や取組の中で、どのようなことに不便や悩みを抱えているか現状を把握し、必要な支援を行うこと等により、共に安心して暮らせるまちづくりを進める必要があります。

まちの姿1 人権が尊重され、市民が主役となるまち

○施策の方向性

方向性1	平和に対する意識啓発
<ul style="list-style-type: none">・ 昭和 20(1945)年に粕江で空襲があったことを伝える取組等、幅広い年齢層の市民に対し、平和について考える機会を提供していきます。また、デジタル技術等を活用した次世代への意識啓発について検討を行い、平和な日常の大切さについての意識醸成を進めます。	

方向性2★	人権が尊重される環境づくり
<ul style="list-style-type: none">・ 「人権を尊重しみんなが生きやすい粕江をつくる基本条例」に基づいた関係機関等との連携により、啓発、相談等の取組を行います。様々な分野において市民一人ひとりが個人として尊重されるまちづくりを総合的に推進し、人権が尊重される環境づくりに取り組んでいきます。・ 多様な個人が尊重される社会の推進に向けて、理解を深める取組等を行っていきます。	

方向性3	性別にかかわらず活躍できる社会の推進
<ul style="list-style-type: none">・ 家事や育児等を分かち合い、柔軟な働き方ができる環境の整備に向け、誰もが活躍できる環境づくりの推進やワークライフバランスの推進に関する講座や啓発イベント、相談等を実施します。・ 各種審議会等の委員に性別による偏りが生じないように、様々な視点からの意見を取り入れることにより、性別にかかわらず誰もが幅広くまちづくりに参加できる環境づくりを推進していきます。	

方向性4	多文化共生社会の推進
<ul style="list-style-type: none">・ 市政情報の多言語化や生活・教育に関する支援等を行うことで、在住外国人が日本人と同じように、それぞれのライフステージにおいて安心して地域の一員として暮らすことができる環境づくりを推進していきます。・ 多様な文化への理解を深めるための取組や、在住外国人も参加できるイベントを企画するとともに、現状を踏まえた適切な支援を行う等、共に暮らしていける地域社会づくりを推進していきます。	

まちの姿1 人権が尊重され、市民が主役となるまち

②市民参加・市民協働の推進

○目指すまちの姿

多くの市民が市政に興味を持ち、まちづくりに主体的に参加することで、狛江に愛着を持って暮らしています。また、市民や団体等と行政による適切な役割分担のもと、協働してまちづくりを進めています。

○施策体系

1 人権が尊重され、市民が主役となるまち

施策1-② 市民参加・市民協働の推進

方向性1 まちづくりに参加しやすい仕組みづくり

方向性2 協働の裾野の拡大

方向性3 市民活動支援センター*を中心とした
市民活動の活性化

○施策指標

	指標名	指標の内容	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和11年度)
1	市民協働事業件数(件)	市民協働事業 の実施件数	272	330
2	審議会等の公募市民委員の 充足率(%)	市の審議会等 における公募市 民委員充足率	93.2	100
3	市民活動(※)を行っている 市民の割合(%)	市民アンケート (「団体として活 動している」、 「個人として活 動している」と いう回答の合計 割合)	9.3	15.0

※市民活動とは、地域のさまざまな課題解決や地域コミュニティなどを推進するための自主的・自発的な活動のことをいいます。(例:福祉施設等への支援活動、子育て支援活動、外国人への支援活動等)

まちの姿 | 人権が尊重され、市民が主役となるまち

○施策の現状と課題

・行政活動の企画立案から実施・評価に至るまで、市民が様々な形でまちづくりに参加する「市民参加」と、市民公益活動を行う団体と行政が、地域活動に協働で取り組む「市民協働」について、平成15(2003)年に「狛江市の市民参加と市民協働の推進に関する基本条例」を制定し、市のまちづくりの基本としています。令和5年には、同条例を改正し、「市民協働」の定義について、団体に限らず、市民や事業者等、様々な主体との連携が求められることから、協働主体の範囲を広げるとともに、各主体が連携、協働してまちづくり活動に取り組むように改めました。市民協働事業提案制度は、団体からの提案や行政提案が事業に結びつく件数が少ない状況にあります。行政だけではなく、市民や団体、事業者等の多様な主体による協働の輪を拡げ、地域課題の解決に向けた取組等により、持続可能で新たな価値を創出できる共創のまちづくりを進める必要があります。

・無作為抽出による市民委員の募集により、審議会等における市民委員充足率は高くなっていますが、市民委員の年代は、現役世代や若年層の参加が少ない状況にあります。より幅広い年代が参加しやすくなるよう、市民委員等候補者登録制度の創設や多くの審議会等でオンライン参加を可能としたり、日中ではなく夜間に会議を開催する等、現役世代も参加しやすい環境づくりを進めています。より多くの方に市政に関心を持ってもらえるような情報発信やきっかけ作りが必要です。また、市民委員として参加したことの成果や意義が感じられるよう、審議会等でのわかりやすい説明や市政への反映が実感できることも求められます。

・市民活動支援センターは開設8年目を迎え、新たな団体が設立する等、団体への支援や市民活動の活性化につながっています。市民センターへの移転後は、複合施設として、より人が集まりやすい場所となる利点を活かし、センターの周知及びボランティアや市民活動に関心を持つ人材の掘り起こし等を行っていく必要があります。また、市民活動に関心がある層だけではなく、新たな潜在層も含めた担い手の掘り起こしやマッチング、地域における多様な主体間の連携や多様な分野での活動が更に活性化するよう、センター機能の強化も必要です。他分野事業との連携等により、市民が市民活動に触れるきっかけを増やすことで、市民活動に取り組みやすくすることが求められています。

まちの姿1 人権が尊重され、市民が主役となるまち

○施策の方向性

方向性1★	まちづくりに参加しやすい仕組みづくり
<ul style="list-style-type: none">・ 無作為抽出による市民委員の募集、公募市民委員等候補者登録制度により、これまでまちづくりに関わることのなかった市民に対して、市政に関心を持ってもらうためのきっかけづくりや、幅広い年齢層が市民参加できる仕組みづくりを推進していきます。また、オンライン会議等の活用をはじめ、現役世代や若年層が参加しやすい環境設定等を行うことにより、これまで参加率の低かった市民層の意見を捉え、まちづくりに反映させていきます。	

方向性2	協働の裾野の拡大
<ul style="list-style-type: none">・ より効果的な市民協働の推進を図っていくためには、市民や団体等と行政がそれぞれの強みと弱みを理解し合い、その強みを最大限に活かして協力していくことが重要です。協働の裾野を更に広げていくため、コンパクトである地域特性を活かし、様々な市民や団体等が活動しやすい仕組みづくりを推進していきます。・ 事業者を含めた様々な主体との連携を深め、それぞれの強みを生かすことで、地域課題を解決できるような体制づくりを進めます。・ 市民協働に対する理解を深め、意識を醸成する取組を行っていくことで、協働の推進の核となるような市民・職員を育成していきます。	

方向性3★	市民活動支援センターを中心とした市民活動の活性化
<ul style="list-style-type: none">・ 市民センターへの移転により、視認性が高まることを踏まえ、センター機能や市民活動に関する情報発信等を行います。・ 今まで市民活動を行ったことがない潜在層にアプローチし、市民活動に触れるきっかけづくりを行う等、より集まりやすいセンターとすることで、市民活動の拠点としての機能を発揮していきます。・ センターを中心に、様々な手段や機会を通じた新たな担い手の掘り起こしを推進していくことで、地域における多様な分野での市民活動につなげていきます。	

まちの姿Ⅰ 人権が尊重され、市民が主役となるまち

③ 市政情報の共有

○ 目指すまちの姿

わかりやすい情報発信等により、誰もが市政情報を入手しやすい環境が整っています。また、行政運営の透明性が確保されていることで、市民と市が市政情報を共有し、市民の声を市政に反映できる市民参加・市民協働によるまちづくりが進んでいます。

○ 施策体系

Ⅰ 人権が尊重され、市民が主役となるまち

施策Ⅰ-③ 市政情報の共有
方向性Ⅰ 分かりやすく、伝わりやすい情報発信
方向性Ⅱ 広聴活動・双方向のコミュニケーションによる情報共有
方向性Ⅲ 情報公開*の推進

○ 施策指標

	指標名	指標の内容	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和11年度)
Ⅰ	必要とする市政情報をいつでも得ることができていると感じる市民の割合	市民アンケート	76.9	81.0

まちの姿 | 人権が尊重され、市民が主役となるまち

○施策の現状と課題

・市民ニーズに対応し、地域課題を解決するため、市民が必要としている行政情報を積極的に発信・公開しています。広報こまえを月2回発行し、市民にとって重要な市政情報等を発信しているほか、安心安全通信やこま eco 通信等の担当課で発行する機関紙では、より詳細でわかりやすい情報発信を行っています。広報こまえや各種機関紙はカタログポケット*掲載により、音声読み上げや多言語翻訳にも対応しています。併せて、市内掲示板等も活用し、市民が市政情報に触れる機会を増やしています。また、情報収集ツールの変化に対応するため、市ホームページや各種 SNS*を活用しながら、市民ニーズの把握に努め、さらに双方向性を意識した情報の共有を進めています。市公式 LINE では、市からの配信だけでなく、問合せや市民からの通報等、双方向のコミュニケーションによる情報共有に活用しています。今後は、情報の受け手の属性や特徴を踏まえた情報発信や SNS 毎の特徴等を生かし、市内外に向けて効果的かつ効率的な運用を検討する必要があります。

・まちづくりに対する意見・要望等を広く市政に反映させるため、政策等の策定に当たり、素案に対するパブリックコメント*を実施しています。パブリックコメントで提出された意見等を考慮して政策等を決定し、寄せられた意見とそれに対する市の考え方を公表することで、市民の意向・提言を把握し、市政運営に生かしていくことが求められます。

・情報公開制度については情報提供*制度と併せて運用を行っており、情報公開制度に対応するための文書管理については、令和5年3月より電子決裁の運用を開始し、電子化による文書の管理を推進することで、より検索性が高まり、情報公開制度へ迅速に対応できる体制づくりを推進しました。電子決裁については、電子文書と紙文書の混在に留意しつつ、文書管理の推進を図っていく必要があります。また、情報公開の際の個人情報の取扱いについては、市独自の「狛江市個人情報保護条例」に基づき手続きを行っていましたが、令和5年4月1日から国の個人情報の保護に関する法律の適用を受けることとなったため、法の考え方や従来の取扱いからの変更点について周知・啓発を行う必要があります。

まちの姿 | 人権が尊重され、市民が主役となるまち

○施策の方向性

方向性1	分かりやすく、伝わりやすい情報発信
<ul style="list-style-type: none">・ 市政情報の内容について、市民の目線に立った分かりやすい情報提供に努めます。また、オープンデータ*活用の推進等、より多くの市民に理解や関心を持ってもらえるよう取り組んでいきます。・ 市政情報の発信方法について、市内掲示板や各種 SNS の特徴を考慮し、市政情報を伝えたい対象や世代に合わせた方法により、効果的かつ効率的な発信となるよう取り組んでいきます。また、情報発信ツールの周知等により、必要なときに必要な情報を得られる環境づくりを推進します。	

方向性2★	広聴活動・双方向のコミュニケーションによる情報共有
<ul style="list-style-type: none">・ 市民ニーズを把握するための広聴活動を引き続き実施し、市民意見を市政へ反映できる取組を進めます。・ 市政情報を発信するだけでなく、SNS の活用により情報を共有できるようにする等、市民と行政の双方向のコミュニケーションを通じて市政情報を共有していきます。	

方向性3	情報公開の推進
<ul style="list-style-type: none">・ 情報公開の際の個人情報の取扱いについて、従来からの変更点等について周知を進め、情報公開制度を適切に運用するための体制を整備していきます。・ 情報公開の推進に当たっては、個人情報の取扱いに適切に配慮するとともに、適切に対応するため、文書の管理の徹底を図り、保存期間を満了した文書のうち、歴史的な価値のある文書については、市民と共有できる体制を整備します。	

まちの姿2 安心して暮らせる安全なまち

①防災体制の充実

○目指すまちの姿

市民一人ひとりが高い防災意識を持ち、コンパクトである地域特性を活かした防災体制が整っています。また、災害から市民の生命や財産を守ることができる地震や台風等の災害に強い安全なまちになっています。

○施策体系

2 安心して暮らせる安全なまち

施策2-① 防災体制の充実
方向性1 自助*・共助*活動の推進による地域の防災体制づくり
方向性2 震災・風水害に対する備えの強化
方向性3 要配慮者への支援

○施策指標

	指標名	指標の内容	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和11年度)
1	自然災害に対して何らかの備えをしている市民の割合 (%)	市民アンケート	68.6	72.0
2	昨年1年間に防災に関する催しに参加したことがある市民の割合 (%)	市民アンケート	10.4	30.0

まちの姿2 安心して暮らせる安全なまち

○施策の現状と課題

・共助の中心となる自主防災組織として防災会、避難所運営協議会が組織されており、地域での防災活動に取り組んでいます。総合防災訓練や総合水防訓練、各協議会が中心となって実施する訓練では、一般の市民も参加できる避難所開設・運営訓練等も実施しています。

一方で、自主防災組織の活動に参加するメンバーの高齢化や固定化が課題となっています。

・全戸配布している安心安全通信の発行や市民向けの防災講演会として防災カレッジの開催、まなび講座等を通じて防災意識の向上や家庭での備蓄等、自助の促進に取り組んでいます。

防災意識の向上のため、防災への関心が薄い層に向けた意識啓発の取組が必要です。

・退職自衛官を危機管理監に配置し、専門的かつ実践的な経験を市の災害対応力向上につなげるとともに、自衛隊との連携をより一層強化しています。総合防災訓練や総合水防訓練では、市民参加型の避難所開設・運営訓練を行うとともに、令和5年度には関東大震災100年、令和6年度には多摩川堤防決壊50年という節目を捉え、災害協定締結事業所を含む関係機関による実践的な訓練等により、災害対応力の向上を図っています。令和元年東日本台風による浸水被害を受け、浸水被害の防止・軽減を目的に排水ポンプ車の運用を粕江市消防団が実施しています。また、浸水被害が再度発生しないように下水道浸水被害軽減総合計画の着実な推進を図っています。

東京都により見直された首都直下型地震等に伴う新たな被害想定では、避難所の受入可能人数を上回る避難者が想定されるため、発災後も避難所ではなく自宅等で生活できるような取組、啓発が課題となっています。

・災害時の情報発信として、防災行政無線、安心安全情報メール、緊急速報メール・エリアメール等のほか、災害協定締結によりコマラジ*等の手段を拡充し、訓練に取り組んでいます。

一方で、各手段で情報を発信するタイムラグが生じてしまうこと等が課題となっています。

・災害時又は災害が発生するおそれがある場合に自力では迅速な避難や、安全な避難生活を送ることが困難な方で、配慮又は支援を必要とする方を対象として作成する個別避難計画は、対象者全員の作成ができていないことから、計画作成を促進する必要があります。

粕江市避難行動要支援者支援及び福祉避難所設置・運営に関するプランを改定し、避難支援行動を迅速・安全・的確に行うために、平常時から避難行動要支援者の状況把握や避難誘導等の体制等の整備に取り組んでいます。引き続き、避難行動要支援者を含む要配慮者への支援に取り組む必要があります。

まちの姿2 安心して暮らせる安全なまち

○施策の方向性

方向性1★	自助・共助活動の推進による地域の防災体制づくり
<ul style="list-style-type: none">・総合防災訓練や総合水防訓練をはじめ、安心安全通信の発行や市民向けの防災講演会として防災カレッジの開催、まなび講座等を通じて、市民一人ひとりが災害時に活用できるものを普段から使用するフェーズフリー*や普段から少し多めに食料等を購入しておくローリングストック*を実践できるよう防災意識を高めるとともに、併せて防災訓練等に参加しない防災への関心が薄い層に向けた啓発を行い、防災意識の醸成を図ります。・「共助」の柱である自主防災組織について、「共助」の必要性や重要性を伝えることで、幅広い層の参加につなげ、若年世代や子育て世代の参加を促進することで、自主防災組織の活動に参加するメンバーの高齢化や固定化の解消を図ります。また、地域の防災体制づくりや地域に根差した自主防災組織の支援や育成を図ります。	

方向性2★	震災・風水害に対する備えの強化
<ul style="list-style-type: none">・災害協定の締結を引き続き推進するとともに、災害時における円滑な受援体制の構築を図ります。総合防災訓練や総合水防訓練では、市民参加型の避難所開設・運営訓練や災害協定締結団体等の関係機関による実践的な訓練等により、市の災害対応力向上につなげます。・令和元年東日本台風と同規模の外力（降雨量・河川水位）に対し、浸水被害が再度発生しないように下水道浸水被害軽減総合計画の着実な推進を図り、災害に強い防災都市づくりを推進していきます。・避難所の受入可能人数を上回る避難者が想定されることから、発災後も避難所ではなく自宅等で生活できるよう、住宅の耐震化の促進や家具転倒防止対策、食料や携帯トイレ等の備蓄の促進といった自助の意識の醸成に取り組むとともに、能登半島地震の教訓を活かし、2次避難等の検討を行います。・誰一人取り残さないよう、安心安全情報メールや緊急速報メール・エリアメール、各種SNS、コマラジとの連携等、多様なチャンネルで災害時の情報発信を行うとともに、防災DXの取組を検討し、防災力の向上を図ります。	

方向性3	要配慮者への支援
<ul style="list-style-type: none">・災害時又は災害が発生するおそれがある場合に自力では迅速な避難や、安全な避難生活を送ることが困難な避難行動要支援者の個別避難計画の策定を推進するとともに、福祉避難所の円滑な運営体制の更なる構築を推進していきます。・外国人も含め、誰にでも分かりやすい情報提供を推進するとともに、避難所運営等に女性、高齢者、障がい者等の視点を取り入れ、必要な配慮をした対応ができる体制を構築します。	

②日常生活における安心・安全の確保

○目指すまちの姿

市民一人ひとりの防犯意識が高まり、地域と連携した防犯活動により犯罪が未然に防止されていることで、市民が安心して安全な日常を送っています。

交通ルールの遵守や交通マナー向上により交通事故が減り、市民が安全・快適に道路を歩き交うことができています。

○施策体系

2 安心して暮らせる安全なまち

施策2-② 日常生活における安心・安全の確保
方向性1 日常生活における犯罪被害の防止
方向性2 犯罪の発生を未然に防ぐ防犯活動等の推進
方向性3 交通事故の抑制

○施策指標

	指標名	指標の内容	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和11年度)
1	狛江市が治安の良いまちだと感じる市民の割合(%)	市民アンケート	92.0	98.0
2	市内刑法犯認知件数のうち、窃盗犯・粗暴犯・その他の合計件数(件)	市内刑法犯認知件数のうち、窃盗犯・粗暴犯・その他を合計した件数	314	300
3	特殊詐欺被害件数(件)	特殊詐欺被害の件数	15	15
4	市内交通事故発生件数(件)	市内で発生した交通事故の件数	124	60
5	市内自転車事故発生件数(件)	市内で発生した自転車事故の件数	85	25

※施策指標4・5は、暦年での集計(現状値:令和5(2023)年、目標値:令和11(2029)年)になります。

○施策の現状と課題

・調布警察署、調布市、狛江市の3者で定期的に会議を開催し、犯罪情報や対策の共有等を連携して行っています。防犯対策の啓発として、安心安全通信を発行、全戸配布するとともに、防犯講演会を開催し、防犯意識の向上に努めています。一方、刑法犯認知件数のうち、最も件数の多い自転車盗への対策が課題となっています。令和5年度から住宅等防犯対策補助制度を創設し、家庭での防犯の取組を促進しています。

特殊詐欺、自転車盗等、狛江市における主な犯罪を中心に、防犯対策の向上を図るとともに、調布警察署、調布市との連携を図りながら、引き続き犯罪の抑止に努めていく必要があります。

・特殊詐欺被害への対策として、調布警察署と連携した啓発活動、注意喚起をはじめ、安心安全情報メール等による詐欺電話の入電情報の提供、自動通話録音機を65歳以上の方に無償貸与することで特殊詐欺被害の防止に努めています。

特殊詐欺被害の発生件数及び被害額のいずれも減少しているものの、依然として被害が絶えない状況にあることから、被害の多い高齢者を中心に特殊詐欺の被害に遭わないための注意喚起等の取組を継続、強化しながら、更なる未然防止を図っていく必要があります。

・防犯協会と連携した青色防犯パトロールや町会・自治会等で実施している安心安全パトロールの実施とともに、町会・自治会等による防犯カメラの設置等、犯罪の抑止、地域の防犯体制の充実に努めています。一方で、青色防犯パトロール等のメンバーの固定化、高齢化が課題となっています。

令和5年1月に市内で発生した強盗殺人事件を受け、市民の防犯施策のきっかけづくりとして、住宅等防犯対策補助制度、市設置の防犯カメラ増設等を実施し、防犯対策を強化しました。この機会を捉え、犯罪の抑止力をより一層高める必要があります。

・空家等の対策について、新規に特定空家等の候補となる空家等には改善を促しています。また、候補になる前段階でも近隣苦情が寄せられた空家等については、適正管理の働きかけを行うことで、改善を図っています。空家等は相続等で随時発生し、多くは売却・解体・再建築され、空家等でなくなりますが、所有者への働きかけをしても反応がなく難航する場合や、未接道である土地建物のため、一般市場で売却することができず、解体・再建築等の改善が進まない等の課題があります。

・高齢者による自動車事故が増えており、自動車の運転に自信がなくなった高齢者の運転免許証自主返納を推進しています。高齢者による自動車事故を抑制するため、引き続き、運転に自信のなくなった高齢者の運転免許証の自主返納を促していく必要があります。

自転車利用が周辺都市と比較して高い割合であると同時に、交通事故のうち、自転車に関与している件数割合についても、全国及び東京都と比較しても非常に高い状況であり、自転車利用の意識啓発として、年数回、市民グランドや学校で実際の交通事故を再現したスケアード・ストレイト方式の交通安全教室*を実施しています。また、自転車に関与する交通事故被害の軽減を目指し、自転車ヘルメットの着用を促進することを目的とし、自転車ヘルメット購入費助成事業を行っています。交通マナー向上の啓発活動の実施及び交通ルールの周知について、交通安全協会や地域交通安全活動推進委員協議会等の交通安全団体や、交通管理者である調布警察署にパトロールの強化や積極的な交通指導を依頼する等、より一層、交通安全を推進します。狛江駅前の南北自由通路で実施した自転車の押し歩き（おしチャリ）キャンペーンで自転車利用者に自転車の押し歩きを行うよう行動変容を促したところ一定の成果がありました。今後も交通安全に対する関心の薄い自転車利用者が法令遵守するための行動変容を促す取組が必要です。

まちの姿2 安心して暮らせる安全なまち

○施策の方向性

方向性1	日常生活における犯罪被害の防止
<ul style="list-style-type: none">・ 犯罪の手口や種別、対策に関する情報を各種媒体を通じて発信するとともに、調布警察署や関係機関と連携して啓発活動を行い市民の防犯意識の向上を図ります。特に、刑法犯認知件数のうち、最も件数の多い自転車盗への対策として、啓発活動のほか、抑制に向けた取組を継続して実施します。・ 防犯意識の向上の取組と併せて、調布警察署と連携した啓発活動、安心安全情報メール等による詐欺電話の入電情報の提供等、特殊詐欺被害防止のための取組を推進するとともに、被害の多い高齢者を中心に特殊詐欺の被害に遭わないための注意喚起等の継続、強化を図りながら、更なる特殊詐欺被害の未然防止に取り組みます。	

方向性2★	犯罪の発生を未然に防ぐ防犯活動等の推進
<ul style="list-style-type: none">・ 安全な地域社会の実現のため、防犯協会と連携した青色防犯パトロールや町会・自治会等で実施している安心安全パトロール、町会・自治会等による防犯カメラの設置等、地域への支援を行い、防犯活動の推進に取り組みます。・ 防犯上で課題となっている空家等の対策として、倒壊の危険や景観を損なっている空家等については、所有者又は管理者に適正管理の働きかけを行い空家等が犯罪の温床とならないよう改善を図ります。	

方向性3	交通事故の抑制
<ul style="list-style-type: none">・ 交通安全教室の実施、高齢ドライバーの免許証返納等に取り組むとともに、交通安全協会や地域交通安全活動推進委員協議会等の交通安全団体や、交通管理者である調布警察署にパトロールの強化や積極的な交通指導を依頼する等、より一層、交通安全を推進し、交通事故を抑制します。・ 交通事故のうち、自転車に関与している事故が非常に高い状況であるため、交通安全教室等で法令遵守の意識啓発、交通マナーの向上を図るとともに、自転車事故の多い駅周辺や大通り等で引き続き、交通安全に対する関心の薄い自転車利用者が法令遵守するため、キャンペーン等による啓発の取組により行動変容を促すなど、自転車による交通事故の抑制に取り組みます。	

まちの姿3 活気にあふれ、にぎわいのあるまち

①魅力の創出・向上・発信

○目指すまちの姿

様々な地域資源等を育み、まちに溢れる多様な魅力を通じて、にぎわいや人と人との交流が創出され、多くの市民が市に愛着・誇りを持ち、シビックプライド*が醸成されることで、市民活動をはじめとする様々な取組が活発になり、魅力の向上につながっています。また、効果的な情報発信により、市ならではの魅力が市内外に広く伝わり、市の認知度・魅力度が向上しています。

○施策体系

3 活気にあふれ、にぎわいのあるまち

施策3-① 魅力の創出・向上・発信

方向性1 魅力の発掘・創出

方向性2 魅力の向上

方向性3 魅力の発信

○施策指標

	指標名	指標の内容	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和11年度)
1	狛江市に住み続けたいと思う市民の割合(%)	市民アンケート	91.0	96.0
2	狛江市に愛着や誇りを持っている市民の割合(%)	市民アンケート	80.3	84.0
3	狛江市の認知度(位)	狛江市の認知度	390	350

○施策の現状と課題

・ 狛江市民まつり、こまえ桜まつり、狛江古代カップ多摩川いかだレース等、四季折々のイベントを開催しています。実施に当たっては、毎年度企画を検討し、イベントの特色を出す等により、魅力を創出しています。不定期開催ではありますが、花火大会は多くの来場者に狛江の魅力を伝える機会となっています。イベントには多くの方が集まり、一定のにぎわいを創出しているものの、一過性のもとなっており、市外に対する魅力の創出や事業者等と連携した情報発信等、イベント時以外にも来ていただける方策が必要です。また、週末を中心に狛江駅前等でイベントが開催される等、にぎわいの創出につながっていますが、狛江市ならではの魅力のPRにつながっていないことが課題です。限られた資源で市の魅力が浸透するように、情報発信やイベント間のつながりによる相乗効果が生まれるような取組が必要です。

・ 狛江市の夏の風物詩である狛江古代カップ多摩川いかだレースは、市外チームの参加も多く、にぎわいや魅力の創出につながっています。また、多摩川という共有資源を活用して、他自治体と連携・交流しながら、市の活性化に向け、イベントや取組を進めています。特に花火大会等の規模の大きなイベントの実施については、他自治体との連携も含め、今後の事業の在り方を検討する必要があります。多摩川の利活用を行っていく際は、令和6年3月に策定された「かわまちづくり計画*」に基づき、多様な人たちが交流し、様々なニーズに対応できる、エリアの特徴を踏まえた、にぎわい空間の創出とルールづくりが必要です。

・ 狛江ならではの文化財の活用として、古墳については、文化財として適切に保護・保存を図りつつ、その特色を生かす形で公園を整備し、魅力を高めて効果的に活用する取組を進めています。古民家園については、「みんなのむいかから民家園事業実行委員会」が古民家園の効果的な活用方法を模索しながらイベントを実施し、にぎわいの創出を図っていますが、古民家園ならではの活用方法を見極め、にぎわいを創出するために、市と連携しつつ継続した活動が必要です。また、文化財関係のパンフレットやガイドブックをはじめ、市史編さん事業の成果として作成した刊行物等について、市の魅力を発信するツールとして効果的に活用していく必要があります。

・ 魅力の発信として、情報発信ツールの多様化を図るとともに、市政情報に加えて市内の魅力等についても継続的に発信しています。また、各種マスメディアに狛江市の話題を取り上げてもらえるよう積極的な情報提供に努めています。情報発信の手段の多様化を踏まえ、各種情報発信ツールの効果や特徴等について分析し、効果的かつ効率的に狛江の魅力を発信していく必要があります。SNSに関してはフォロワー*数や閲覧数を増加させるため、発信する情報の内容及び頻度等について精査し、改善を図る必要があります。また、狛江市観光協会では、公式X(旧 Twitter)、YouTube チャンネル、Instagram を開設し、市の魅力や狛江ロケーションサービス情報を発信しており、狛江市を巡るきっかけづくりに努めています。撮影実績は受注・問合せともに増えている状況ではありますが、市内での撮影実績の観光資源化に向け、いわゆる聖地と呼ばれるスポットの開拓につながるよう、狛江市に関わりのある事業者や他団体と連携する等、更なる情報発信力の強化が必要です。

まちの姿3 活気にあふれ、にぎわいのあるまち

○施策の方向性

方向性1	魅力の発掘・創出
	<ul style="list-style-type: none">・ 市民、関係団体と一体となって、狛江に埋もれている魅力を発掘するとともに、市外の方から見た狛江の魅力についても研究を進め、一般社団法人狛江まちみらいラボ*（通称まちラボ）等と連携しながら、市民はもちろん、市外の方にも認知されるような狛江の魅力を創出・確立します。・ 市民が愛着・誇りを持てるような市ならではの魅力について、地域資源を生かし、市として共通したイメージを持つことができるよう検討を進めます。

方向性2★	魅力の向上
	<ul style="list-style-type: none">・ 市民と共にこれまで積み上げ、育て上げてきた四季折々のイベントについては、継続して取り組む中でも、新たなトレンドを取り入れる等、常に見直しを図ることで、更なる内容の発展・向上を図ります。・ 狛江弁財天池特別緑地保全地区*や古墳に代表される史跡といった狛江ならではの地域資源に加え、歩行者利便増進道路（通称：ほこみち*）やえきまえ広場をはじめとする公共空間等をこれまで以上に活用することで、にぎわいと郷土愛の創出につなげます。・ 多摩川の利活用については、「かわまちづくり計画」に基づき、社会実験を行い、エリア毎の特徴を踏まえた具体的な活用を検討します。

方向性3	魅力の発信
	<ul style="list-style-type: none">・ SNSをはじめとした情報発信ツールを積極的に活用するとともに、各種マスメディアや公共交通機関、民間事業者、他自治体等との連携強化、映画・テレビの撮影地としての実績の確立等により、情報発信力を強化し、狛江の魅力を多くの人に伝えます。・ 狛江市ならではの魅力である絵手紙事業・音楽事業についても、その魅力を積極的に発信していきます。

まちの姿3 活気にあふれ、にぎわいのあるまち

②地域コミュニティ・都市間交流の推進

○目指すまちの姿

地域コミュニティをはじめとする様々なコミュニティにより、互いに支え合い、協力し合える関係が築かれています。また、友好都市をはじめとした様々な都市とのつながりを深め、市民同士による交流が盛んに行われています。

○施策体系

3 活気にあふれ、にぎわいのあるまち

施策3-② 地域コミュニティ・都市間交流の推進
方向性1 地域コミュニティ活動の活性化
方向性2 地域・地区センターの活用
方向性3 都市間交流の推進

○施策指標

	指標名	指標の内容	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和11年度)
1	町会・自治会加入世帯割合	町会・自治会に加入している世帯の割合	39.3	41.5
2	地域・地区センター利用率 (%)	地域・地区センター確執の平均利用率	43.9	48.0

○施策の現状と課題

・ 町会・自治会については、市民の加入率促進に向け、転入者等に対し、加入を促す取組を実施していますが、町会・自治会加入率は停滞傾向となっています。町会・自治会への加入に対するメリットが感じにくいこと等からも、町会・自治会活動の見える化が求められています。町会・自治会の役員等の高齢化や役員が担う役割の拡大等から新たな担い手の確保が課題となっています。市では、町会活動の活性化や事務の効率化の一助となるよう、講演会開催や仕事の経験等を自治会活動に活かす「まちの腕きき掲示板事業」の実施に向けたサポート等を行っています。市から町会に向けた情報は、電子回覧板も併用し周知していますが、今後はスマートフォンの活用といったデジタル化等による町会・自治会の運営効率化や町会・自治会活動の見える化が必要です。

・ 町会・自治会の未整備地区解消に向けて継続した支援を行っています。町会・自治会連合会での情報共有等により、団体間の交流と連携の機会拡大につながっていますが、連合会への加入団体数は約半数となっており、地域コミュニティの更なる加入促進が求められます。また、町会等の地縁型コミュニティ*のみでなく、テーマ型コミュニティ*等の様々なコミュニティ同士をつなげていくことも今後求められています。

・ 地域・地区センターはコミュニティ活動の基盤施設とされ、市民が主体となって自発的な運営を行うことで、地域に根差した施設として市民に親しまれています。その一方で、施設利用者やイベントの参加者が固定化している傾向にあり、利用者の年齢層の偏りや夜間区分の利用が少ない等、利用される時間帯にも偏りが生じています。センター利用者の利便性の向上や若年層を取り込むため、地域センターへのWi-Fi導入や乳幼児を対象とした「おはなし会」等のイベントを充実させていますが、地区センターにおいては予約受付場所に出向かないと施設の空き状況が把握できない状況にあることから、更なる利用率向上を図るため、利便性の向上や新たな利用者・団体の掘り起こしを図る必要があります。

・ ふるさと友好都市である新潟県長岡市川口地域及び住民交流友好都市である山梨県小菅村とは、互いのイベントに参加する等、継続的な交流を実施している一方で、住民間交流の固定化と高齢化が課題となっています。これまでの友好都市との交流を広く周知するとともに、今後、様々な世代が交流できる事業を実施することで参加者の裾野を広げ、都市間交流の活性化に取り組む必要があります。

まちの姿3 活気にあふれ、にぎわいのあるまち

○施策の方向性

方向性1★	地域コミュニティ活動の活性化
<ul style="list-style-type: none">・ 活動に参加するきっかけづくりや地域コミュニティ同士のつながり・交流を図るため、市民活動支援センターが中心となり、情報や機会の提供を行っていきます。また、町会・自治会だけでなく、様々なコミュニティ同士の連携の促進を図ります。・ 町会・自治会の未整備地区の解消に向けて、町会・自治会のデジタル化へのサポート等により、引き続き支援を続けるとともに、各団体の活動がこれまで以上に活発となるよう、補助制度の利用促進に努めます。また、市と町会・自治会連合会との連携により、各団体間の交流を促進するとともに、町会・自治会が抱える課題の解決に向けた取組を共に検討します。	

方向性2	地域・地区センターの活用
<ul style="list-style-type: none">・ 地域・地区センターを活用した各種イベントを充実させ、新たな利用者や利用団体の掘り起こしを図るとともに、施設利用率の向上に向け、利用者の利便性を高めるための取組を進めます。	

方向性3	都市間交流の推進
<ul style="list-style-type: none">・ 友好都市である新潟県長岡市川口地域及び山梨県小菅村との交流については、市民からの意見を取り入れながら新たな事業を展開する等、より多くの市民が交流に参加するための取組を進めます。・ 友好都市や隣接自治体に限らず、様々なつながりを契機とした都市との交流にも取り組みます。	

まちの姿3 活気にあふれ、にぎわいのあるまち

③商工業の振興

○目指すまちの姿

市内の魅力的な商店・商品に関する積極的な情報発信により、消費意識が喚起されることで、市内消費が拡大され、市民の日常生活における利便性や快適性が高まっています。市内店舗の認知や市内消費が拡大することで、地域の中でつながりが生まれ、持続的なまちの成長に向けた好循環ができています。

○施策体系

3 活気にあふれ、にぎわいのあるまち

施策3-③ 商工業の振興

方向性1 市内消費の拡大及び商工業の活性化

方向性2 中小企業への経営支援

方向性3 創業支援の充実

○施策指標

	指標名	指標の内容	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和11年度)
1	日頃の飲食や買い物が便利だと感じている市民の割合(%)	市民アンケート	69.3	73.0
2	法人市民税の納税義務者数(法人)	法人市民税均等割納税義務者数	2,134	2,200

まちの姿3 活気にあふれ、にぎわいのあるまち

○施策の現状と課題

・ 市内イベント(花火大会、狛江市民まつり、こまえ桜まつり等)における市内店舗等の出店や情報誌等を通じた市内店舗の紹介等により、市内店舗の認知度向上に取り組んでいます。また、商業振興施策として、すごろくさんぽや商店街 PINS ラリー等の市内の回遊を促すイベントを実施していますが、飲食業小売業に比べ、それ以外の業種への支援が行き届いていないことが課題です。魅力的なコンテンツである「飲食」や狛江ブランド農産物*との連携等、市民に限らず市外の方にとっても魅力的な情報発信により、他の取組との好循環が生まれるような取組につなげることも求められます。

・ 既存の商店会は、高齢化等に伴い縮小しつつあることから、既存商店会に対する支援、商店会と行政の連携強化が必要です。昼間人口の流出超過に歯止めをかけるためには、既存の商店会を含めた市内事業所を職住近接型のライフスタイルに寄与する拠点として育てていくことも考えられ、そのためには、市内商店等に出かけたくなるような良好な景観や環境づくりも必要とされます。また、消費の市外流出を防ぐためにも、市内消費促進施策について、長期的な消費経済効果の検証や有効性を検討し、市内店舗を継続的に利用できるような方策が求められます。

・ 創業支援として、先輩創業者が講師を務める「創業セミナー」及び創業に必要な知識が学べる「創業スクール」を開催し、創業に必要な知識の習得や創業への後押しへとつなげています。また、融資あっ旋制度の活用や家賃・改修費の助成を行うことで創業時の経済的負担を軽減し、市内創業の促進を図っています。一方で、空き店舗が少ないことや条件が合わない等の理由により、市内で開業できない事業者もいるため、起業や事業の創出を支援する役割が求められているとともに、創業後の事業者に対するフォローアップ不足が大きな課題です。創業後の悩みや課題解決に向け、スムーズな事業継続のための経営相談や事業者同士のマッチング、創業者同士のつながりの創出等、市内で創業しやすい環境づくりが求められています。

また、創業支援に加えて、狛江市を牽引するような企業に対する支援や連携も課題です。

まちの姿3 活気にあふれ、にぎわいのあるまち

○施策の方向性

方向性1★	市内消費の拡大及び商工業の活性化
<ul style="list-style-type: none">・ 各種商品開発への支援やイベントを活用した店舗情報の発信をはじめとする多面的な支援を通じ、市民はもちろん、市外の方にも認知されることで市内消費の拡大に努めます。・ 商工会や商店会との連携、各種イベントの活用、助成金による支援を通じ、商店・商店会に活気を呼び起こし、継続的な市内店舗の利用につながる取組を進めるとともに、市内店舗や商店会で買い物がしたくなるような良好な景観や環境づくりの取組を進めます。	

方向性2	中小企業への経営支援
<ul style="list-style-type: none">・ 融資のあつ旋等により事業者負担を軽減するとともに、東京都や商工会との連携による経営相談や情報提供を通じて、狛江市の地域経済を支える中小企業の経営の安定化を図ります。・ セミナーや講演会を通じて、事業者の意識・知識の向上や事業者間の交流促進を図る等、市内産業の発展に貢献する事業所や人材の確保・育成に取り組みます。	

方向性3	創業支援の充実
<ul style="list-style-type: none">・ 創業に必要とされる知識やノウハウを積極的に提供するとともに、創業に係る各種補助金の活用促進や空き店舗利用促進等、企業の成長段階に応じた支援により、意欲ある事業者の創業を支援し、市内で創業しやすい環境づくりを進めることで、地域経済の活性化を図ります。	

まちの姿3 活気にあふれ、にぎわいのあるまち

④都市農業の推進

○目指すまちの姿

おいしく安全な狛江ブランド農産物や狛江産農産物が広く伝わり、多くの市民が日常的に選択・消費しています。また、ブランド力の向上による収益の確保や後継者の育成等により、農業経営基盤が安定し、農地が将来にわたり保全されています。なまちの成長に向けた好循環ができています。

○施策体系

3 活気にあふれ、にぎわいのあるまち

施策3-④ 都市農業の推進

方向性1 都市農業と触れ合う機会の拡充

方向性2 農業経営の支援・農地の保全

方向性3 農業後継者や新たな担い手の育成に対する支援

○施策指標

	指標名	指標の内容	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和11年度)
1	日頃から狛江産野菜を食べている市民の割合(%)	市民アンケート	34.8	40.0
2	狛江ブランド農産物生産農家数(軒)	狛江ブランド農産物を生産している農家数	21	26

○施策の現状と課題

・ 狛江ブランド農産物をPRするため、認知度拡大キャンペーンや直売等を行うことで、普段手に入る機会のない方に向けた販売を行い、若年層の認知度上昇につながっています。また、ふるさと納税の返礼品、高齢者免許返納事業への狛江ブランド農産物の活用や各種イベント出店を通じて、狛江ブランド農産物を活用することにより、狛江産農産物の魅力発信やブランド力向上を図っています。狛江市の特産品である枝豆については、一定程度ブランド化に成功しているものの、狛江ブランド農産物や狛江産農産物全体のブランド化による差別化は十分とは言えない状況にあり、市民の関心を高めるとともに、市外での認知度の更なる向上が必要とされています。

・ 農業経営者の高齢化とともに、後継者の不足等により、農業者数や農地面積が減少傾向にあります。市ではマインズ農業協同組合や東京都等の関係機関と連携し、農業の中心を担う農業者等への支援を重点的に行い、生産性が向上できる環境整備に努めています。法律に基づく農業経営改善計画の認定を受けた「認定農業者」に向けて、認定支援や事業費の補助により、持続的かつ安定的な農業経営の確立に向けた支援を行っていますが、国が定めた認定農業者制度の基準に満たないことや後継者不足により、認定農業者数は減少傾向です。また、相続に伴い農地を手放すこととなるケースが多くなっていることから、新たな担い手の確保や農地の保全が課題となっています。若手や新規就農者へのサポートや農家と企業のマッチング等に対する支援等、ニーズや時代に即した取組が求められています。

・ 市民農園*については、生産緑地*制度改正に伴い生産緑地を市民農園へ活用できるようになったことから、市民農園数の増加につながり、都市農地の保全に努めていますが、市民農園への関心やニーズは高く、各園で多くの空き待ちが生じています。令和5年4月1日現在で2園ある体験農園については、全ての区画が利用される等の需要が高い状況です。また、援農ボランティア*制度はボランティアが自立して動けるようになるまで数年かかり、受入先の農業者への負担が大きい状況で、受入先農業者は増えていません。受入ボランティア数が限られることや、受入れ先とボランティア希望者とのマッチング条件が合わないといったこともあり、多様な担い手の確保に向けた課題があります。

・ 市内の保育園・学校給食等で積極的に狛江産農産物の活用を行うとともに、東京都の補助金制度を活用し設置した庭先直売所や量販店での地場産野菜コーナー以外にも、JA マインズショップや駅前等での直売等、より多くの市民が狛江産農産物に触れ合う機会の創出に努めています。より多くの市民への狛江産農産物の提供する機会の創出に努めています。その他、市内農業者の協力による保育園児を対象とした芋ほり体験や市民を対象とした農業イベント等を実施しています。都市農地がもつ多面的な役割に触れ、市民がより都市農業への理解を深めるとともに、市民と農地が共生できるまちづくりが求められています。

○施策の方向性

方向性1★	都市農業と触れ合う機会の拡充
<ul style="list-style-type: none"> ・ 各種イベント等を通じた狛江産農産物に触れる機会の創出等により、新鮮で安全な狛江ブランド農産物や狛江産農産物の魅力、貴重な都市部での農業の魅力について市内・市外問わず広く周知を図ります。 ・ 保育園や学校給食への狛江産農産物の供給を継続するとともに、庭先販売の拡充や量販店・小売店での狛江産農産物の設置推奨等により、市民が狛江産農産物を購入できる機会を提供し、地産地消を推進します。 ・ 市民農園及び体験農園の更なる充実を図るとともに、援農ボランティア制度の活用により、市民が農業と触れ合える機会づくりを推進します 	

方向性2	農業経営の支援・農地の保全
<ul style="list-style-type: none"> ・ 市内農地が減少していく中でもその減少を緩やかにしていくために、農業経営の安定化を支援する取組を進めます。 ・ マインズ農業協同組合や東京都等と連携し、生産環境の整備や多品目生産の推進等により、安定した農業経営の確立を支援します。また、生産緑地制度に係る税制度等の情報提供や相続対策の支援を行うことで、農業者が将来にわたり農地を保有できるようにし、農地の保全につなげます。 	

方向性3	農業後継者や新たな担い手の育成に対する支援
<ul style="list-style-type: none"> ・ 後継者の育成や新規就農者への支援についても、マインズ農業協同組合や東京都等と連携して、相談機能の充実を図るとともに、狛江独自のGAP手法*を含めた技術指導や経営指導を通じて、安定した農業経営につながるサポートを推進します。 	

まちの姿4 子どもがのびのびと育つまち

①地域で支える健やかな成長

○目指すまちの姿

地域全体で子どもの成長を支える意識が醸成され、子育て家庭が悩みを抱え込むことなく、子どもが健やかに育っています。

○施策体系

4 子どもがのびのびと育つまち

施策4-① 地域で支える健やかな成長

方向性1 子どもや子育て家庭を支える地域社会づくり

方向性2 地域の中でゆるくつながる環境の整備

方向性3 子どもへの理解と子どもの権利の保障

○施策指標

	指標名	指標の内容	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和11年度)
1	地域の中で子どもを育てる取組・活動が活発であると 感じている市民の割合(%)	市民アンケート(対象者を市内に18歳未満の子又は孫がいる方に設定)	再調査	調査後決定
2	子育てひろば年間利用者数 (人)	子育てひろばを利用した保護者の人数	32,696	37,800
3	市民活動支援センターにおける子育て・青少年育成団体登録数(団体)	市民活動支援センターにおける子育て・青少年育成団体登録数	60	90

まちの姿4 子どもがのびのびと育つまち

○施策の現状と課題

・ 多世代・多機能型交流拠点では、乳幼児とその家族向けのスペースの提供や子ども・若者の居場所づくりなど、子育てを支援する取組が行われています。

また、ファミリー・サポート・センターでは住民同士による子育て支援活動を行っています。ファミリー・サポート・センターサポート会員の負担や不安を軽減し、よりサポート会員を増やすための制度の周知や取組が必要です。

地域での支え合いの意識を醸成するため、子育て家庭に対する各種講座の実施や地域の子育て関連団体のネットワーク化を図るための連絡会を開催し、地域団体同士のつながりの強化や情報交換の場を設けています。子育て家庭だけでなく、世代間・異年齢による交流や地域団体の活動を支援する取組が必要です。

・ 子育て中の親子の交流や子育てに関する不安等の解消のため、参加型等を含めた各種講座を開催しています。孤立した環境での子育てにより引き起こされる親の不安感・負担感等を軽減するため、各種情報提供等の親支援とともに、市全体で子育て家庭同士や地域とゆるくつながりながら家庭の子育てにかかる負担を軽減し、より子育てがしやすい環境を整備していくことが必要です。また、世代を超えた全ての人がゆるくつながり、地域において顔の見える関係を大切にしながら、人と人との関係がつけられ、自分らしさや多様性を認め合い、子育て当事者だけでなく、全ての世代の人が子どもの健やかな成長を喜びながら互いに支え合う必要があります。

・ 令和5年に狛江市多世代・多機能型交流拠点「ふらっとなんぶ」を開設し、誰でも立ち寄れる交流の場、地域の相談窓口、地域づくりの機能を有し、気軽に立ち寄って交流することができるだけでなく、さまざまな相談に対し、専門機関等と連携した支援や町会、民生委員・児童委員、福祉のまちづくり委員会、運営協力者であるサポーターズ等と連携した地域課題の把握・解決に取り組んでいます。ただし、利用者に占める児童の割合が高く、今後は子どもから高齢者まで誰もがいつでも気軽に立ち寄ることができ、多世代がゆるやかに出会い、関わり合うことのできる場を提供していくことが必要です。

・ 子どもの視点に立った施策を総合的に推進していくために、子どもの生きる権利や育つ権利といった子どもの権利の保障や、心も体も健やかに育つ環境整備のためにも、その理念を市全体で共有する仕組みが必要であり、更にその理念を市全体で共有できるよう、子どもを含めた市全体への普及啓発や条例等の適切な運用や実践を図ることが必要です。

まちの姿4 子どもがのびのびと育つまち

○施策の方向性

方向性1★	子どもや子育て家庭を支える地域社会づくり
<ul style="list-style-type: none">・ 子どもの健やかな成長と子育て家庭が安心して過ごせる地域社会に向けて、市や関係機関を含めた地域社会が子育て家庭を温かく見守り、それぞれの立場で子どもの成長を支えるための連携強化や協働による取組を推進します。・ ファミリー・サポート・センター事業等の住民同士による子育て支援活動や支え合いの意識を醸成するための各種講座、地域団体同士のつながりの強化を図ることなどにより、地域における多様な主体による子育て支援の取組を推進します。	

方向性2★	地域の中でゆるくつながる環境の整備
<ul style="list-style-type: none">・ 子育てひろば等を活用した交流促進や子育てに関する不安等の解消のため参加型等を含めた各種講座の開催により、役割や居場所、関係性に縛られることなく、顔の見える関係を大切にしながら子育てに係る負担を軽減できるよう、市全体で子育て家庭同士や地域とゆるくつながる関係づくりを支援します。・ 多世代・多機能型交流拠点では、様々な相談に対し、専門機関等と連携した支援や地域課題の把握・解決や乳幼児親子から子ども・若者の居場所づくりなどといった子育て支援の取組とともに気軽に集える居場所として多世代がゆるやかに出会い、関わり合うことのできる場を提供していきます。	

方向性3★	子どもへの理解と子どもの権利の保障
<ul style="list-style-type: none">・ 子どもが一人の人間として、いかなる差別もなくその尊厳と権利が尊重され、子どもが権利の主体として、自分らしく健やかに成長し、生きられることが重要であり、子どもの最善の利益を尊重する社会の実現に向けて、その理念を市全体で共有するための条例を制定します。また、条例の適切な運用により、子どもへの理解や子どもの権利について、市全体へ周知啓発を行うとともに、子どもの意見表明や参加の機会の確保など、子どもの権利を保障する取組を推進します。	

②切れ目のない子育て支援

○目指すまちの姿

切れ目のない支援が受けられ、安心して子どもを産み育てることができる環境が整っています。

○施策体系

4 子どもがのびのびと育つまち

施策4-② 切れ目のない子育て支援
方向性1 切れ目のない支援体制の強化
方向性2 発達段階に応じた支援の充実
方向性3 保育環境の充実
方向性4 要支援家庭等への支援体制の強化

○施策指標

	指標名	指標の内容	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和11年度)
1	育児支援ヘルパー派遣事業利用者数(人)	育児支援ヘルパー派遣事業の延べ利用者数	288	540
2	保育所入所待機児童数(人)	保育所の入所待機児童の数	12	0
3	産後ケア事業延べ利用日数(日)	産後ケア事業の延べ利用日数	187	500

○施策の現状と課題

・ 妊娠期のゆりかご面談、子育て期の育児相談、こにちは赤ちゃん事業では、産後うつや早期発見、早期支援や随時、専門職による電話、面談、訪問による個別支援を実施するなど顔の見える関係を構築し、気軽に相談できる体制を整えています。また、出産後の母体と心をケアする産後ケア事業も実施しています。

初めての出産を迎える方には、ママパパ学級を実施し、必要な知識の啓発、相談窓口の案内等を行っています。また、乳幼児健診を実施し、成長の確認や育児の相談等を実施しています。

また、各施設で実施している子育てひろばでは、仲間づくりや交流の場、子育て家庭の相談の場として、相談に訪れた方の居場所になっていますが、妊娠・出産・育児に関する悩みや心配事を把握するだけでなく、関係機関で協力連携し、信頼関係を構築した上で適切に寄り添った支援を実施することが必要です。

・ 発達段階に応じた支援として、乳幼児健診、心理相談、心理経過観察グループ、ことばの相談、発達健診等を実施し必要に応じて児童発達支援センター等専門機関へつなぎ、切れ目のない支援と適切な療育の紹介を実施しています。

また、公立保育園にて、発達等で気になる児童の保護者を対象に、専門医による親子面談を実施し、保護者の負担の解消や保育への対応につなげています。

子育て・教育支援複合施設(ひだまりセンター)では、子ども家庭支援センター、児童発達支援センター、教育支援センターが必要に応じて情報を共有するなど連携し、発達や成長過程に応じた切れ目のない支援を行っています。自分から相談できない又は相談したくても相談機関までつながることができない家庭への相談支援の検討が必要です。

・ これまで保育の質と量の確保を図ってきましたが、低年齢児において保育園の待機児が若干発生している状況にあり、引き続き待機児の解消を図るとともに、今後の保育需要を捉えて弾力的な運用を検討する必要があります。

また、子育て家庭を取り巻く環境の変化に対応するため、ニーズの高い一時保育や病児保育室等のほか、国において予定しているこども誰でも通園制度(仮称)*等への対応も含めて各種保育サービスの充実を図る必要があります。

・ 児童福祉と母子保健の連携により全ての妊産婦、子育て世帯、子どもへの一体的な相談支援を行うための機関であるこども家庭センター*を設置しました。児童虐待や養育困難等に関する相談対応件数は増加傾向にあり、こども家庭センターでは、妊娠届から妊産婦支援、子育てや子どもに関する相談を受けて支援をつなぐためのマネジメント等の母子保健事業や学校、子育て支援機関、医療機関や児童相談所等と連携しながら児童虐待の早期発見、早期対応等を行っています。

また、養育支援が必要と判断した家庭に対し、養育に関する指導、助言や必要な在宅サービスにつなぐ等の支援を行っています。

子育てに困難を抱える世帯はこれまで以上に顕在化しているため、関係機関相互の連携強化をするとともに地域の中で面的に養育支援をする体制を目指し、子どもが自分らしく生きていける環境を整える必要があります。

まちの姿4 子どもがのびのびと育つまち

○施策の方向性

方向性1★	切れ目のない支援体制の強化
<ul style="list-style-type: none"> ・ 誰もが安心して子どもを産み育てることのできる子育て環境を実現するためには、子育てをする中で感じる不安や精神的負担、経済的負担を軽減するとともに、子育て家庭が孤立しない仕組みづくりが重要であり、子育て・福祉・教育といった多機関が一体となり段階に応じた連携を図り、妊娠期から乳幼児期、学齢期などにおいて切れ目をつなぐ支援を推進します。 	

方向性2★	発達段階に応じた支援の充実
<ul style="list-style-type: none"> ・ 妊娠・出産・乳幼児期等の各段階において面談、訪問、健診等を通じて顔の見える関係を構築し、妊産婦や保護者の負担の解消や子育てしやすい環境を整えます。 ・ 子育て・教育支援複合施設（ひだまりセンター）では、子ども家庭支援センター、児童発達支援センター、教育支援センターが連携し、発達や成長過程に応じた支援を行う等の子育て家庭、子どもへの一体的な相談・支援や特性・ニーズに応じた支援の充実を図ります。 	

方向性3	保育環境の充実
<ul style="list-style-type: none"> ・ 今後の保育の需要見込みを捉えて、弾力的な運用を検討し、待機児の解消に努めるとともに、保育の質や安全の確保に向けた取組を推進するほか、特別な支援や医療的ケアが必要な児童の保育を含め、安全な集団保育ができる体制を整えます。 ・ 保育施設等を利用していない保護者や家庭の状況に対応するため、一時保育、病児保育室等の各種保育サービスの充実を図ります。 	

方向性4★	要支援家庭等への支援体制の強化
<ul style="list-style-type: none"> ・ 児童福祉と母子保健の連携により全ての妊産婦、子育て世帯、子どもへの一体的な相談支援を行うこども家庭センターでは、要支援家庭の把握や、児童虐待の未然防止や早期発見、早期対応に努めるとともに、要保護児童や要支援児童等に適切な保護や支援を行うため、母子保健事業との連携や児童相談所等の関係機関と連携し、相談支援体制及び対応力の強化を図ります。 ・ 様々な原因で養育支援が必要となっている家庭に対して、養育に関する指導・助言等を訪問等により実施することにより、個々の家庭の抱える養育上の諸問題の解決、軽減を図ることにより、家庭での適切な養育を支援します。 	

③子ども・若者の居場所づくりと多面的な支援

○目指すまちの姿

子ども・若者の居場所が確保されるとともに、様々な困難を抱える場合においても気軽に交流、相談できる環境が整い、安心して過ごしています。

○施策体系

4 子どもがのびのびと育つまち

施策4-③ 子ども・若者の居場所づくりと多面的な支援
 方向性1 放課後の活動場所の充実
 方向性2 子ども・若者の居場所づくり
 方向性3 多面的な支援の充実
 方向性4 子ども・若者の権利擁護と横断的な支援

○施策指標

	指標名	指標の内容	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和11年度)
1	学童クラブ入所待機児童数 (人)	学童クラブの入 所待機児童の 数	162	0
2	地域における子どもの居場 所が充実していると感じてい る市民の割合(%)	市民アンケー ト(対象者を市 内に18歳未満 の子又は孫が いる方に設定)	再調査	調査後決定
3	児童館・児童センター年間利 用者数(人)	児童館・児童セ ンター年間利用 者数	66,192	80,000

○施策の現状と課題

・ 学童クラブ需要については、児童数の増をはじめ、女性の社会進出や共働き世帯の増加など社会情勢の変化を受け、年々増加傾向にあります。申込者数の増加により、待機児童が発生していることから順次施設拡充等を行い、入所者数を拡充するとともに弾力的な受け入れを行っています。今後は、更なる学童保育のサービス拡充に向けて、民間委託等の手段の検討を進める必要があります。

・ 児童館では、様々なイベント等を実施しており、利用者数は年々増加しています。地域におけるサードプレイスの確保の一助とするため、地域の活動団体とともに子ども・若者の居場所事業やプレーパークを実施しています。

小中学生アンケートにおいて、室内外の居場所の整備を求める意見も数多くあり、学校でもなく、家庭でもない居場所を用意することで子ども達にとって安心して過ごせる場所が必要であるとともに、人間関係を形成する能力を身に付ける機会としても市内の子ども・若者の居場所として場所の選択肢を増やしていく必要があります。

・ ひとり親家庭等学習支援事業を実施し、子どもの学習面、生活面に関する支援を行うとともに、居場所としての機能を持たせることで、ひとり親家庭の子どもの生活向上を図っています。生活相談窓口（こまYELL）では子どもの学習・生活支援事業を実施しており、学習や生活習慣づくりを支援しています。

様々な困難や悩みを抱える子どもに対して、それぞれの状況に応じた多面的な支援を行うことにより、健やかな成長につなげていく必要があります。

・ 子どもは生まれながらに権利の主体であり、多様な人格を持った個として尊重され、その権利が保障されるものであり、子どもの幸せを第一に考え、その最善の利益を図ることが必要です。

子どもや若者の成長・発達の段階や家庭状況に応じて、その時々に必要な支援とそれを支えるための環境整備が必要です。

不登校傾向や不登校で悩んでいる児童・生徒や保護者向けに相談窓口、医療機関、居場所等を記載したパンフレットを作成し、周知を図っています。また、様々な状況から生きづらさを抱える若者を対象とした若者相談事業を開始し、定期的な相談の場を設けていますが、子ども・若者向けの相談先が数多くあるということを、当事者である子ども達により広く周知することが課題です。

不登校やひきこもりを始めとした子ども・若者の抱える様々な困難への理解を促進し、当事者や家族の後押しとなる取組が必要です。

○施策の方向性

方向性1★	放課後の活動場所の充実
<ul style="list-style-type: none"> ・ 学童クラブは、今後の児童数の見込みや学童クラブ需要の状況等を捉えるとともに、他制度の利用等とも併せて、小学生の放課後対策に取り組んでいきます。 ・ 狛江市放課後クラブ民営化計画に基づき、放課後クラブを段階的に民営化し円滑な運営と質の確保、開所時間の延長、多様な事業メニューの提供等によるサービスの拡充とともに、待機児対策としての定員の弾力化を推進します。 	

方向性2★	子ども・若者の居場所づくり
<ul style="list-style-type: none"> ・ 放課後子ども教室や児童館・児童センター、プレーパーク等の子どもが安心して集える居場所においては、イベント等の実施により様々な機会を提供するとともに、子どもが安心して過ごせる場所を確保します。また、地域の活動団体等と連携し、学校でもなく家庭でもないサードプレイスの確保とともに、子ども・若者にとって心地良く過ごしやすい居場所が市内で点在し、それぞれに合った場所が選べるような居場所づくりを支えます。また、市民センターのリニューアルに合わせて、中高生等の活動の場所としてティーンズルームを設置します。 	

方向性3	多面的な支援の充実
<ul style="list-style-type: none"> ・ 子どもへの学習支援においては、学習面だけでなく、居場所としての機能や生活面の支援を行うとともに、悩みを抱える子どもに対する支援を行います。また、子育て・教育支援複合施設（ひだまりセンター）やこども家庭センターと関係機関の連携等により様々な環境や発達段階の子どもを支援するだけでなく、子育て家庭への相談・支援体制の充実を図る等、多面的な支援の充実を図ります。 	

方向性4	子ども・若者の権利擁護と横断的な支援
<ul style="list-style-type: none"> ・ 全ての子どもや若者が主体となり、健やかに成長し、自分らしくいられるために多様性が尊重され、それぞれの子どもや若者の成長・発達の段階や家庭状況に応じた支援が必要であり、いじめや児童虐待の防止、貧困対策、ヤングケアラー*等、悩みや困難を抱える子ども・若者に対し、それらの兆候や発生の状況を早期に気づき、背景課題の解決を図るとともに必要な支援を多機関と横断的に行います。 ・ 不登校やひきこもり等の困難や生きづらさを抱える子ども・若者に対して居場所の確保、相談窓口や医療機関の情報提供等により当事者や家族の支援の後押しをするとともに市民全体への子ども・若者の権利擁護の啓発、意識の醸成を図ります。 	

まちの姿4 子どもがのびのびと育つまち

④個性や創造力を伸ばす学校教育

○目指すまちの姿

知・徳・体の調和がとれた力をはぐくみ、個性や創造力を伸ばす学校教育が充実しています。

○施策体系

4 子どもがのびのびと育つまち

施策4-④ 個性や創造力を伸ばす学校教育

方向性1 自らの人生を切り拓いていく力の育成

方向性2 誰一人取り残さない教育の推進

方向性3 家庭・地域・学校で子どもの学びを支える教育環境の整備

○施策指標

	指標名	指標の内容	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和11年度)
1	自分には良いところがあると 感じている児童・生徒の割合 (%)	全国学力・学習 状況調査	小6:90.2 中3:83.0	小6:90.0 中3:90.0
2	満足型学級出現率・小学校 (%)	WEBQU* アン ケート	71.5	75.0
3	満足型学級出現率・中学校 (%)	WEBQU アンケ ート	41.3	45.0

○施策の現状と課題

・ 令和3年度には、狛江第三中学校に自閉症・情緒障がい固定学級を設置し、自閉症・情緒障がい等で特別な支援が必要な子どもの増加に対応するとともに、狛江第三小学校あおば学級の卒業後の進路を確保しました。また、子どもや保護者が気軽に相談できるよう小学校に臨床心理士等の資格を持つスクールカウンセラー・専門教育相談員、発達とことばの相談員を、中学校にスクールカウンセラーを派遣しています。

児童・生徒の居場所の確保や学習機会の保障という視点で、不登校対応や特別支援教育の理解啓発に努め、個に応じた指導や支援の充実を図る必要があります。

・ 各学校で道徳教育年間指導計画に基づき、学校全体で道徳教育に取り組んでいます。また、年3回以上のいじめ防止に関する授業やSOSの出し方に関する教育等、いじめや不登校の理解や生命の尊さを学ぶ授業を展開しています。また、校内研修等により教職員が、子どものSOSを受け止め、支援する力の向上に努めています。

オンラインでWEBQUを実施し、活用方法や児童・生徒への具体的なアプローチ方法についてコンサルティングを実施しています。

いじめや不登校児童・生徒を増やさないためにも、魅力ある学校づくりを支援することや、児童・生徒の社会的自立に向けた支援の在り方の検討が必要です。

・ 市内に設置した通学路防犯カメラの適切な維持管理を行うとともに、通学時間帯には学校安全ボランティアによる通学路の見守り等を行ってもらっていますが、ボランティア登録者について、引き続き担い手の確保に努めていく必要があります。

学校校舎については、各学校の老朽箇所に加え、学校運営に支障が出ないよう改修を進めていく必要があります。

・ GIGAスクール構想等を踏まえ、ICT機器等の新しい学びを支える環境の整備と機器の活用等、情報機器やデジタル教材等の活用を推進するため、児童・生徒一人1台タブレット端末を配備し、タブレット端末を活用した授業の推進やプログラミング教育等を実施し、より効果的に学習ができるよう教育環境の充実を図っています。

・ 児童・生徒によるインターネットの利用に関するトラブルも発生しており、利用に当たっては危険を伴うものであることについても触れながら、社会の一員として責任を持って行動できるように学校と家庭、警察、民間企業等が連携し、継続的に情報リテラシーについて指導していく必要があります。

○施策の方向性

方向性1★	自らの人生を切り拓いていく力の育成
<ul style="list-style-type: none"> ・全ての児童・生徒が生きて働く知識・技能、未知の状況にも対応できる思考力・判断力・表現力と学びに向かう力・人間性の向上を図り、これからの時代に求められる資質・能力を身に付けるために安心して楽しく通える魅力ある学校づくりを推進します。 ・ 探究的な学習や体験活動等を通じ、子ども同士や多様な他者と協働しながら、他者を価値ある存在として尊重し、持続可能な社会の創り手となることができるよう協働的な学びの充実を図ります。 ・ GIGA スクール構想に基づき、一人1台のタブレット端末を活用した教育を推進し、より効果的な学習環境の充実を図るとともに、発達の段階や特性等を考慮し情報リテラシーに関する指導を充実します。 	

方向性2	誰一人取り残さない教育の推進
<ul style="list-style-type: none"> ・ 個に応じた指導の充実を図り、子どもの成長やつまずき、悩み等の理解に努め、個々の興味・関心・意欲等を踏まえてきめ細かく指導・支援し、これからの時代に求められる資質・能力を育みます。 ・ 特別支援教育では、児童・生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するため、児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善、克服するため、適切な指導や必要な支援を行います。また、ユニバーサルデザイン*や合理的配慮の提供を前提とする学級経営・授業づくりを行います。また、子育て・教育支援複合施設（ひだまりセンター）や関係機関との連携を図り、一人ひとりに寄り添った支援を行います。 ・ 魅力ある学校づくりを推進するためWEBQUを活用した学級経営等の取組とともに、いじめ防止に関する授業や生命の尊さを学ぶ授業といじめの問題への早期対応を図ります。 ・ 学校全体で道徳教育に取り組み、児童・生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通うコミュニケーション能力の素地を養う教育を推進します。不登校児童・生徒に対しては居場所の確保とともに、学習機会の保障等の個に応じた支援の充実を図ります。 	

まちの姿4 子どもがのびのびと育つまち

方向性3	家庭・地域・学校で子どもの学びを支える教育環境の整備
<ul style="list-style-type: none">・ 小中学校9年間を通じて、学校間の学びをつなぎ、地域の願いや子どもの声を生かした学校経営を推進するとともに、地域の特性を生かした学校と家庭、地域社会で子どもを見守り育む活動を推進します。・ 家庭、地域、学校と連携して、児童・生徒の見守りや事件・事故の防止や安全の確保等、支援体制の充実を図ります。・ 学校給食では安心・安全でおいしい給食を提供し、狛江産農産物の活用等、児童・生徒が食に関心を持つきっかけづくりを行います。・ 児童・生徒の安全を最優先に、経年劣化による修繕や安心・快適に生活できるように学校教育分野の施設の維持に向けて長期的な視点に立った計画的な改修を行います。	

まちの姿5 いつまでも健やかに暮らせるまち

①地域共生社会づくりの推進

○目指すまちの姿

全ての市民が、生涯に渡り個人として人間性が尊重され、生きがいをもって、ともに生きる豊かな地域共生社会が構築されています。

○施策体系

5 いつまでも健やかに暮らせるまち

施策5-① 地域共生社会づくりの推進
方向性1 つながりを実感できる地域づくり
方向性2 地域で支える支援の充実
方向性3 包括的な支援体制の構築
方向性4 誰一人取り残さない地域づくり
歩行性5 再犯の防止等の推進

○施策指標

	指標名	指標の内容	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和11年度)
1	地域活動に参加している市民の割合(%)	市民アンケート	31.2	36.0
2	福祉のつなぐシート登録事業者数(事業者)	福祉のつなぐシート登録システム市内登録事業者の累計	—	45

○施策の現状と課題

・ 超高齢化や単身世帯の増加が進み、地域・家庭・職場という人々の生活領域における支え合いの基盤や人と人とのつながりが弱まる中、孤独・社会的孤立の問題が深刻化するおそれがあります。人生 100 年時代及び生産年齢人口の減少社会を迎え、全世代で地域社会を支えるため人と人、人と社会がつながり、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らせる包摂的な社会の実現が必要となっています。

・ 令和4年度から福祉カレッジの卒業生を中心に日常生活圏域ごとに福祉のまちづくり委員会を設置し、コミュニティソーシャルワーカーが把握した地域生活課題の解決に向けた協議を行うとともに、課題解決に向けた取組を進めています。また、福祉のまちづくり協議委員会を設置し、福祉のまちづくり委員会で解決できない課題について協議を行うとともに、地域アセスメントを行い、アセスメント結果を福祉のまちづくり委員会に共有しています。地域コミュニティを支える担い手を生み出し、その人材が次代の担い手を育てる人材の好循環を実現し、持続可能な地域を創出する必要があります。

・ 地域包括支援センターの設置単位となっている日常生活圏域ごとに段階的にコミュニティソーシャルワーカーを配置し、複雑化・複合化した課題への対応を進めるとともに、福祉カレッジを開校し、地域福祉人材の育成を進めています。令和4年度から地域生活課題の解決に資する包括的な支援体制を整備するため、重層的支援体制整備事業を開始しました。市で生活する一人ひとりが地域生活課題に対し、自分自身の問題として受け止め、市、市民及び事業者が連携・協働して解決に向けてみんなで支え合う地域づくりを進める必要があります。

・ 単身世帯や単身高齢者世帯の増加、介護ニーズが急増する状況等を踏まえ、柔軟なサービス提供によるケアの質の向上や、家族負担の軽減に資するよう、地域の実情に合わせて既存資源等を活用した複合的な在宅サービスの整備を進めていくことが重要です。また、市民意識調査では、在宅の要介護高齢者のうち約半数の方がほぼ毎日家族・親族からの介護を受けているという状況であり、認認介護、遠距離介護、就労・育児とのダブルケア、ヤングケアラー等様々な事情を抱えたケアラーへの支援の充実が求められます。

・ 単身世帯や単身高齢者世帯の増加、様々な生きづらさを抱える若者への支援等、孤独・孤立の問題の深刻化が懸念されています。「人間関係の貧困」ともいえる孤独・孤立の状態は、「痛み」や「辛さ」を伴うものであり、心身の健康面への深刻な影響や経済的な困窮等の影響も懸念されており、孤独・孤立は命に関わる問題であるとの認識が必要です。市で生活する一人ひとりが地域生活課題に対し、自分自身の問題として受け止め、社会的孤立を防ぎ、不安や孤独感を抱えた人が悩みを分かち合い、相談できる誰一人取り残さない地域づくりを進める必要があります。

・ 全国の刑法犯により検挙された再犯者数は減少傾向にあるものの、それを上回るペースで初犯者数も減少し続けているため、再犯者率は上昇傾向にあり、令和3年には48.6%と刑法犯検挙者の約半数は再犯者という状況にあります。この傾向は調布警察署管内でも同様であり、安心・安全な社会を実現するために、再犯の防止等に向けた取り組みが必要です。

出所者等が多様化が進む社会において孤立することなく、再び社会を構成する一員となることができるよう、「誰一人取り残さない」社会の実現に向け、関係行政機関が緊密な連携をしつつ、病院、学校、福祉施設等の機関や民間団体その他の関係者との緊密な連携協力をも確保し、再犯の防止等に関する施策を総合的に推進することが必要です。

まちの姿5 いつまでも健やかに暮らせるまち

○施策の方向性

方向性1	つながりを実感できる地域づくり
<ul style="list-style-type: none">・ 市民誰もが役割を持ち、互いに配慮し存在を認め合い、支え合うことでその人らしい生活を送ることができるような地域社会とするため、市、市民及び事業者が連携・協働し地域生活課題の解決に向けてみんなで支え合う地域づくりを推進します。	

方向性2★	地域で支える支援の充実
<ul style="list-style-type: none">・ 社会的に孤立し、孤独を感じている方、複雑化・複合化した課題や制度の狭間の課題を抱えた方、その世帯等を早期に相談支援につなぐ仕組みづくりを推進します。また、福祉のまちづくり委員会による地域アセスメント等を通して地域の課題を把握し、課題解決に向けた取組を進めていくとともに住民主体による地域生活課題の解決力の強化を図ります。	

方向性3★	包括的な支援体制の構築
<ul style="list-style-type: none">・ 重層的支援体制整備事業における関係者間の円滑な連携を図る等、既存の相談支援機関をサポートし、包括的な支援体制を構築します。また、権利擁護支援、虐待防止、孤独・孤立対策の推進、ひきこもり支援等地域生活課題の解決に向けて、多様な関係機関と連携を図ります。・ 様々な事情を抱えたケアラーの支援や複合的な課題の解決に向けて情報提供や相談支援窓口の周知だけでなく重層的支援体制整備事業を活用し、ケアラーを支援する体制整備を推進します。	

まちの姿5 いつまでも健やかに暮らせるまち

方向性4★	誰一人取り残さない地域づくり
<ul style="list-style-type: none"> ・ 孤独・孤立を生まない社会の実現に向け、孤独・孤立の問題やそれらから生じ得る更なる問題に至らないようにする予防の推進や孤独・孤立に悩む状態に至っても速やかに当事者の望む状態に戻れるよう孤独・孤立対策の推進を図ります。 ・ 多世代・多機能型交流拠点を住民の身近な地域に設置し、社会的に孤立している方も含め誰もが気軽に立ち寄り、他者との交流を通じて悩みを共有し、支え合える環境を地域に創り出すとともに、地域コミュニティを支える担い手を生み出し、その人材が次代の担い手を育てる人材の好循環を実現し、持続可能な地域を創出します。 ・ 生産年齢人口が急激に減少することが見込まれる中で、人材確保に向けた早急な対応が必要とされており、多様な福祉人材の確保・育成に向けた支援体制を充実させます。 	

方向性5	再犯の防止等の推進
<ul style="list-style-type: none"> ・ 出所者等の出所の前後に多機関で協働した支援を推進するとともに在所者及び出所者等への市、民間支援団体等の各種相談窓口の分かりやすい周知を推進します。また、出所者等やその家族の社会的孤立を予防解消する相談支援体制の構築を推進します。 ・ 出所者等の就学支援や就労支援体制の構築を推進し、出所者等が地域社会の一員として関われる環境の整備を図ります。また、出所者等や非行をした少年への市民の理解を推進するとともに児童生徒の非行の未然防止、早期対応のための取組を推進します。 	

まちの姿5 いつまでも健やかに暮らせるまち

②健康づくりの支援

○目指すまちの姿

全ての世代が共に支え合いながら、健康づくりや福祉の課題に取り組み、生き生きと日常生活を過ごしています。

○施策体系

5 いつまでも健やかに暮らせるまち

施策5-② 健康づくりの支援
方向性1 健康づくりと意識の向上
方向性2 疾病予防対策の充実
方向性3 心の健康づくり

○施策指標

	指標名	指標の内容	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和11年度)
1	健康づくりに取り組んでいる市民の割合(%)	市民アンケート	66.0	69.0
2	国民健康保険特定健康診査受診率(%)	国民健康保険特定健康診査の受診率	51.4	60.0
3	自殺死亡率	自殺死亡者数/ 人口×10万人 (過去5年間の 平均値)	16.2	12.2

○施策の現状と課題

・ 人生 100 年時代には、全ての国民に活躍の場があり、全ての人が元気に活躍し続けられる社会、安心して暮らすことのできる社会を作る必要があります。

各種健康講座の開催や食に関する講演会・講習会を実施しており、世代ごとに運動、生活習慣や食生活における課題が異なるため、ライフステージの特性に応じたきめ細かい対応や取組を行うことが必要です。

・ 各種がん検診や乳幼児の歯科検診・予防処置、40 歳以上を対象とした歯周病検診等の歯科疾患の予防・早期発見のための事業を実施しています。

特定健康診査は、受診率 50%前後で東京都全体より高い水準で推移しているものの年齢別受診率では、若年層ほど受診率が低い状況となっています。世代にかかわらず、受診率向上に向けた取り組みが必要です。

特定保健指導についても指導実施率の大きな改善の傾向が見られない状況であり、指導実施率向上に向けた取組が必要です。

・ アンケート調査では、自殺したいと考えたことがあるかについて、9.1%の方があると回答しており、ない方に比べ主観的な幸福感が低い傾向にあります。

心の健康は自分らしく生きるために欠かせないものであり、心の不調に早めに気づき、必要に応じて早期に相談ができるよう、理解を深め心の健康づくりに社会全体で取り組むことが必要です。

まちの姿5 いつまでも健やかに暮らせるまち

○施策の方向性

方向性1★	健康づくりと意識の向上
<ul style="list-style-type: none">・健康は生涯を通じて健やかに暮らすために欠かすことのできないものであり、身体活動・運動に関する事業、健康や運動への関心が低い層に対する啓発・働きかけ、各種健康講座等の開催により市民一人ひとりが生涯に渡って健康の維持・増進を図る取組を推進します。・健康づくりに無関心な層や健康づくりに向けた行動に踏み出せていない層に対し、意識の向上につながる周知啓発や自ら健康づくりに取り組むきっかけづくりを推進します。	

方向性2	疾病予防対策の充実
<ul style="list-style-type: none">・各種疾病検診や歯科検診等を定期的に受診し、疾病等の早期発見・早期治療・重症化の予防につなげるための取組を推進し、疾病予防対策の充実を図ります。・健康診査等の受診率については、あらゆる世代が受診しやすい環境づくりや意識向上に向けた啓発を行います。	

方向性3	心の健康づくり
<ul style="list-style-type: none">・心の健康づくりに向けて生きづらさを抱えている人に対し、孤立を防ぐ等の切れ目のない支援体制の充実を図るとともにいつでも支援につながる地域の体制づくりを推進します。・生きづらさや自殺の背景には精神安定上の問題だけでなく、生活困窮、孤独・孤立、児童虐待、性暴力被害、ひきこもり等、多様な社会的要因が考えられることから様々な関係機関との連携を図ります。・心や体の健康に関する知識や対応を知ることで、自身や家族などの健康状態に気づき、相談行動につながるよう啓発します。	

まちの姿5 いつまでも健やかに暮らせるまち

③高齢者への支援

○目指すまちの姿

お互いを認め支え合い、高齢者一人ひとりが自分らしい生活を送ることができています。

○施策体系

5 いつまでも健やかに暮らせるまち

施策5-③ 高齢者への支援
方向性1 地域における見守り体制の強化
方向性2 生活支援サービスの充実
方向性3 介護予防の推進と社会参加の促進
方向性4 地域包括ケアシステムの推進
方向性5 認知症予防の取組と認知症との共生

○施策指標

	指標名	指標の内容	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和11年度)
1	地域活動に参加している高齢者の割合(%)	市民アンケート	36.9	42.0
2	65歳健康寿命(東京保健所長会方式)(歳)	65歳の人何らかの障がいのために日常生活動作が制限されるまで(要介護2)の年齢を平均的に表したもの	男性:83.24 女性:86.10	男性:83.40 女性:86.30

○施策の現状と課題

・ 人口減少とともに狛江市の高齢化率は東京都の高齢化率を上回る状況で推移しています。
また、1人暮らし高齢者は、増加傾向が続いている中で孤独、孤立の問題も深刻化するおそれがあり、見守り、声かけ等の支援やアウトリーチ等による個別支援が必要です。

・ 狛江市における65歳健康寿命は、年々伸びており、より長く生き生きと地域で暮らし続けることができるよう多世代交流や就労的活動を含めた介護予防や社会参加の場の充実を図る必要があります。

・ 市民意識調査では、新型コロナウイルス感染症への不安を閉じこむの要因に挙げている高齢者が多く、徒歩圏内で運動できる場所の確保や、集合方式ではない方法を活用する場合の運動習慣の定着化に向けた環境整備が求められています。

・ 人生100年時代における生涯現役社会の実現に向け、意欲と能力を持つ高齢者が貴重な社会資源として地域で活躍できるよう、就労や社会参加に係る制度等の充実や情報提供を図る必要があります。

社会参加の機会は、生きがい、健康維持、孤立防止等につながるとともに、世代間、世代内の人々の交流を深めて世代間交流や相互扶助の意識を醸成するものでもあることから活動の推進や参画支援を図る必要があります。

・ 高齢化が進展する中で、高齢者が自身の望む生活を送ることができるよう、医療・介護・地域・企業等が一体となって支えていく地域包括ケアシステムの構築が重要です。

介護を必要とする高齢者が、できる限り住み慣れた地域で生活を継続するためには、サービス提供体制の充実が求められ、介護ニーズの見込み等を適切に捉え、地域の実情に応じてサービスの基盤を計画的に確保していく必要があります。

・ 市民意識調査では、65歳以上の自立、要支援、総合事業を利用されている高齢者のうち認知症リスクのある人は45.1%であり、地域住民、介護事業所、店舗、交通機関、警察、医療機関等が一体となり、地域で暮らす認知症の人や家族を見守り、支援する体制が求められています。また、地域住民や専門職など多様な認知症サポーターがチームを組んで、地域で暮らす認知症の方やその家族をサポートする取組であるチームオレンジの活動支援や新設が必要です。

まちの姿5 いつまでも健やかに暮らせるまち

○施策の方向性

方向性1	地域における見守り体制の強化
・ 全ての世代で独居者の増加が見込まれる中で、孤独・孤立対策のみならず、今後の在宅生活を継続するために地域で見守りや声掛けの支援が行われるとともに、アウトリーチ等による一人暮らし高齢者の見守りを強化します。	

方向性2★	生活支援サービスの充実
・ 単身や高齢者のみの世帯の増加等を踏まえ、柔軟なサービス提供によるケアの質の向上や介護者の負担を軽減するため、介護保険サービスのみでなく、インフォーマルサービスも含め、地域の実情に合わせて既存資源等を活用した複合的な生活支援サービスの充実を図ります。	

方向性3	介護予防の推進と社会参加の促進
・ 誰もが自分らしい生活を送れるよう外出が思うようにできていない方等への機能低下の対策として、運動できる場所の確保や運動習慣の定着化に向けた環境整備、就労的活動を含めた介護予防・フレイル*予防を推進します。	
・ 健康維持、孤立防止等につなげるための社会参加の機会の提供や世代間、世代内の人々の交流を推進するとともに高齢者が地域の中で活躍できる環境整備を推進します。	

まちの姿5 いつまでも健やかに暮らせるまち

方向性4	地域包括ケアシステムの推進
<ul style="list-style-type: none">・ 看取りまでを視野に入れた在宅生活の継続を実現するために在宅医療と介護の多職種連携を更に進める等、介護サービスと医療の連携・協力体制を推進します。・ 障がい者の高齢化に伴い、介護と障がいの支援者が共に学ぶ機会を確保し、双方の制度理解、役割分担、連携を図り、年齢にかかわらず、サービスを適切に受けられるよう、介護保険サービスと障がい福祉サービスの連携を推進します。・ 介護保険サービスの質の向上のため、事業者に関する情報提供のための体制整備、事業者相互間の情報交換のための体制整備を行い、現状の把握に努め、事業者間の連携強化を図ります。	

方向性5	認知症予防の取組と認知症との共生
<ul style="list-style-type: none">・ 認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らせるよう認知症基本法の基本理念等を踏まえた取組を推進するとともに地域住民、関係機関、医療機関等が地域で暮らす認知症の人や家族を見守り、支援体制の構築を推進します。・ 認知症の方やその家族を地域で支えるため、認知症サポーターの養成やチームオレンジの活動支援・新設を推進します。・ 認知症に関する理解啓発活動の実施だけでなく、認知症の特性を踏まえた介護サービスの提供とともに認知症予防事業を拡充します。	

まちの姿5 いつまでも健やかに暮らせるまち

④障がい者への支援

○目指すまちの姿

相談支援体制の充実・強化や障がい者理解が進み、地域で自分らしい生活が送れています。

○施策体系

5 いつまでも健やかに暮らせるまち

施策5-④ 障がい者への支援
方向性1 地域生活を支える体制整備
方向性2 相談支援体制の充実・強化
方向性3 障がい者理解と社会参加の促進

○施策指標

	指標名	指標の内容	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和11年度)
1	共同生活援助の実利用者数 (人)	共同生活援助 の実利用者数	91	118
2	地域移行支援の実利用者数 (人)	地域移行支援 の実利用者数	3	10
3	新たに就労した障がい者の 人数(人)	就労支援センタ ーの新規就職 者数とそれ以外 に福祉施設か ら一般就労した 人数の合計	29	36

まちの姿5 いつまでも健やかに暮らせるまち

○施策の現状と課題

- ・ 重度障がい者の高齢化や支援する家族の高齢化など複合的な困難を抱える家族が増えてきており、障がい者の在宅生活を支援するサービスが不足しています。
- ・ 障がい福祉サービス事業者間やその他の機関との連携が求められており、相談支援事業者への専門的指導や人材育成、自立支援協議会の運営への関与を通じた地域づくりを行い、地域における相談支援の中核的な役割を担う基幹相談支援センターを中心とした地域の相談支援体制の強化が必要です。
- ・ 障害者差別解消法の改正により、事業者による障がい者への合理的配慮の提供が義務化され、障がい者の社会参加のためには個々の障がいや疾病に応じた支援が必要です。
障がいに関する理解を深めるため、当事者や事業者等との連携により理解促進に向けた一層の取組が求められています。

まちの姿5 いつまでも健やかに暮らせるまち

○施策の方向性

方向性1★	地域生活を支える体制整備
<ul style="list-style-type: none">・ 障がい者の高齢化や支援する家族の高齢化等、複合化する課題に対して、地域において自分らしい生活が継続できるよう支援する体制を整備します。・ 地域生活支援拠点では、重度の障がい者にも対応できる専門性を有し、地域生活において障がい者やその家族の緊急事態の際に対応を図る等、障がいの重度化、高齢化や親亡き後に備えます。	

方向性2	相談支援体制の充実・強化
<ul style="list-style-type: none">・ 福祉サービスを活用した日常生活の支援やコミュニケーション支援の充実等のきめ細かなサービスの提供とともに医療的ケアが必要な方の支援のため、関係機関との連携やコーディネーターの配置等の支援体制を強化します。・ 権利擁護、虐待防止、相談支援事業所への支援等、地域における中核的な役割を担う基幹相談支援センターを中心とした相談支援体制の強化を図ります。	

方向性3	障がい者理解と社会参加の促進
<ul style="list-style-type: none">・ 社会的障壁を取り除くために必要な合理的配慮が義務付けられたものの、意識上の障壁が存在しているため、これまでの取組に加え、当事者を講師とした講演会や障がい者体験を実施するなど、障がい者の困りごとや配慮事項を学べる取組を実施し、障がい者への理解の促進を図ります。・ 社会参加の促進に向けて、伴走型支援、アウトリーチ支援及び重層的支援会議を通じて狭間のニーズに対応できる社会資源の開発を行うとともに、情報保障の充実を図ります。	

まちの姿5 いつまでも健やかに暮らせるまち

⑤生活支援のためのセーフティネットの構築

○目指すまちの姿

地域で孤立している方や生活に困窮している方への相談体制が整備され、社会とのつながりや安定した生活により安心して暮らすことができます。

○施策体系

5 いつまでも健やかに暮らせるまち

施策5-⑤ 生活支援のためのセーフティネットの構築

方向性1 自立支援体制の充実

方向性2 貧困の連鎖の防止

方向性3 就労支援の推進

○施策指標

	指標名	指標の内容	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和11年度)
1	就労支援対象者のうち、就労支援プランを作成し、就労・増収につながった人の割合(%)	就労支援対象者のうち、就労支援プランを作成し、就労・増収につながった人の割合	54.1	77.0
2	子どもの学習・生活支援事業参加者のうち、続けたいと感じている人の割合(%)	子どもの学習・生活支援事業参加者アンケート	アンケートを実施	アンケート結果から算出

まちの姿5 いつまでも健やかに暮らせるまち

○施策の現状と課題

・ 狛江市の被生活保護世帯数・人員数は、平成31(2019)年度は被保護世帯数が1,030世帯、被保護人員が1,193人ですが、令和4(2022)年度は被保護世帯数が1,080世帯、被保護人員が1,217人となっており、生活保護人員数・世帯数とも微増傾向で推移しています。

経済的自立・社会生活自立・日常生活自立をサポートするための取組が必要です。

・ 収入が不安定で生活に困窮する人が顕在化しています。

相談が長期化する要因としては、課題が複雑で多岐に渡っており、本人が現状を理解したり変化したりすることへの抵抗が強い場合があります。

生活困窮に関する相談について、年齢別では、70歳代以上の高齢者の相談が増加しており、相談内容としては、収入・生活費についての課題を抱える相談者が多くなっています。70歳代以上の高齢者の病気に関する相談、メンタルヘルスの課題を抱える相談者や多重債務による家計管理の相談も多くあります。

全体では、個別支援計画において「経済的な困窮」「住まいの不安定」「就職活動の困難」という課題が多くなっています。

・ 子どもの孤食を減らすとともに、子どもが安心できる地域の居場所づくり及び保護者への子育て支援を目的として、地域の子ども食堂への運営補助を行っています。また、子どもの学習・生活支援事業を実施し、子どもの学習面、生活面に関する支援を行うとともに、居場所としての機能を持たせることで、子どもの生活向上を図っています。

子どもの貧困の連鎖を防ぐため、生活困窮世帯の子どもや家庭に対して、体験の貧困にも着目しながら、地域と連携し、早期から支援を行っていく必要があります。

・ 社会との関わりに不安を抱えている方に対して、就労に向けた支援を行うため、就労準備支援事業を実施しています。

就労経験がない、就労先で理不尽な扱いを受けた等の様々な事情により、就労を継続できない方が多く、健康状態や職業適性等の現状を把握し、本人の理解を促すことが重要です。就労先をマッチングし、就労後も継続できるように一連の支援を充実させる必要があります。

まちの姿5 いつまでも健やかに暮らせるまち

○施策の方向性

方向性1★	自立支援体制の充実
<ul style="list-style-type: none">・生活保護制度の適正な運用とともに関係機関との連携強化による支援体制の充実を図りながら、それぞれの状況に応じた自立支援プログラム等の支援を実施し、経済的自立・社会生活自立・日常生活自立につなげていきます。・生活保護に至る前の生活困窮者に対し、生活困窮者自立支援制度による支援や一人ひとりに応じた包括的かつ継続的な支援を行うとともに地域や関係機関との連携により潜在的に困窮状態にある方を早期に支援につなげる取組を推進します。	

方向性2	貧困の連鎖の防止
<ul style="list-style-type: none">・貧困の連鎖を防ぐため、学習支援等を通じて子どもへの学習支援やその保護者に対する生活支援・子育て支援を充実させます。また、子ども食堂等の関係機関とも連携し、安心できる地域の居場所づくりに努めます。また、様々な学びや生き抜く力を得るための糧となる多様な体験活動等に接することで、自己肯定感を高め、社会で活躍していけるよう支援の充実を図ります。	

方向性3	就労支援の推進
<ul style="list-style-type: none">・就労支援では、一般就労に従事する準備としての基礎能力の形成を計画的かつ一貫して支援し、生活習慣形成のための指導・訓練や就労の前段階としての必要な社会的能力の習得を通じて計画的・継続的な支援により就労につながる取組を推進します。・社会とつながり、孤立することのないよう本人の生活環境の整備や本人の希望や特性に合った就労支援を実施し、早期に離職せず、安定した就労を継続できるよう支援の充実を図ります。	

まちの姿6 生涯を通じて学び、歴史が身近に感じられるまち

①生涯を通じた学びの充実

○目指すまちの姿

誰もが生涯を通じて学べる環境が整っており、一人ひとりが自分にあった学びを楽しめるとともに市民同士の交流活動が行われています。

○施策体系

6 生涯を通じて学び、歴史が身近に感じられるまち

施策6-① 生涯を通じた学びの充実

方向性1 学びの環境づくりの充実

方向性2 多様なニーズやライフステージに応じた学びの充実

方向性3 学びを活かす機会の充実

○施策指標

	指標名	指標の内容	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和11年度)
1	公民館利用者数(人)	中央公民館と西河原公民館の延べ利用者数	115,441	170,000
2	図書館の利用者数(人)	図書館の延べ利用者数	173,550	180,000
3	昨年1年間に学びの活動・体験をした市民の割合(%)	市民アンケート	30.6	38.0

○施策の現状と課題

・ 施設の老朽化に伴い、新設図書館の整備と市民センター内のリノベーションを行います。市民の認知度が低いことが課題とされていた市民活動支援センターを市民センター内に移動し、より市民活動の充実を図ることが必要です。

市内団体の文化及びスポーツ等の活動の場として、公民館、体育館・グラウンド、地域センター・地区センター、学校施設開放等により、活動の推進を図っていますが、更なる利用を促進するため、施設利用料の支払方法の改善といった利用者の利便性を高めるしくみが必要となっています。

・ 公民館では、こまね市民大学等の様々なテーマの講座や地域に関する知識・理解を深める連続講座を開催し、学び直しの場となっているとともに子ども、高齢者、子育て世代、外国人、障がい者等の多様なニーズに対応した事業や大学、民間事業者等と連携した事業を展開していますが、利用する世代の高齢化や固定化が進んでいる中で子ども・若者や現役世代のニーズを把握し、多世代の利用を促進する必要があります。

・ 市民センターの改修では、生涯を通じた学びの充実に向けて、子育て世代や若年層などの利用を促し、多世代の交流の場として多くの人に愛される場とするとともにライフステージに応じた多様な生涯学習の場を提供することを予定しています。さらに様々な団体の活動の場や市民と団体の交流の場づくり、団体間の連携や支援などを通じて、市民の自主的な活動を支援することにより生涯学習及び市民活動の充実を図る必要があります。

・ 図書館においては、狛江市における市民1人当たりの蔵書冊数が人口同規模市等と比較して少なく、市民アンケート、市民ワークショップ等では蔵書の充実を望む意見が多くあり、市として望ましい蔵書の規模や構成、適切な蔵書方法の実現を図ることが必要です。

今後の図書サービスについては、様々なライフスタイルや年代に応じて多様な市民ニーズがあることから、新設図書館や改修後の市民センター図書コーナー、各図書室、電子図書館等の施設・機能を有効活用することのできるネットワーク機能を実現し、市内全域の図書サービスを充実させることが必要です。

○施策の方向性

方向性1★	学びの環境づくりの充実
<p>・市民センターは、より多くの人に開かれ、全ての世代が集う施設として子育て世代や若年層などの利用を促し、多世代の交流の場となるよう効率的かつ利便性を向上させることにより、多くの人々が利用しやすい環境づくりに努めます。</p> <p>・図書館は、市民の学びや暮らしを彩り、狛江の実りを未来へつなぐ図書館として子どもから高齢者まで市民に必要な学びの場や機会を提供し、多彩な知・文化の拠点となるための環境づくりに努めます。</p> <p>・地域における団体や学校等を含めた関連施設等が連携し、一人ひとりが地域の身近な場所で学ぶことができる環境の充実とともに利便性の向上を図ります。</p>	

方向性2★	多様なニーズやライフステージに応じた学びの充実
<p>・各種団体や大学、事業者等と連携し、学習・活動の場の確保を推進するとともに、事業や地域で活動している団体等の情報を効果的に発信していくことで、市民の学びを支援します。</p> <p>・他の施設とは独立していた市民活動支援センターを気軽に立ち寄りやすい市民センターに移転し、市民活動の活性化や新たなきっかけづくりにつなげるとともに公民館、図書コーナー、市民活動支援センターがそれぞれの役割を発揮しながら有機的に連携し、生涯学習と市民活動の相乗効果を図り、市民の生涯を通じた学びと市民活動を支援します。</p> <p>・図書館では、新設図書館と市民センター図書コーナーで形成される新図書館が核となり、コンパクトなまちを活かしたサービス網を構築するとともに、電子図書館の効果的活用も含め、既存の図書室や学校図書館と連携を図り、市全体で図書サービスの充実を図ります。</p>	

方向性3	学びを活かす機会の充実
<p>・市民の学びの成果を、地域における課題の解決等、市民が自主的・自発的に地域のために活用していけるよう、市民協働や市民活動支援センターを軸とした関係団体等との連携も含めて、次世代を担う人材の育成・発掘や学びからつながるネットワーク等の支援を行います。</p> <p>・市民活動支援センターを中心に、市民と行政による協働のまちづくりを推進し、より良い市民生活の実現に向け、地域における課題の解決に資する取組を行う市民及び市民公益活動団体を支援していきます。</p>	

まちの姿6 生涯を通じて学び、歴史が身近に感じられるまち

②芸術文化・スポーツの推進

○目指すまちの姿

地域資源を活かした芸術文化に触れられるとともに自身にあったスポーツ活動に親しみ心身ともに健やかな生活を送ることができています。

○施策体系

6 生涯を通じて学び、歴史が身近に感じられるまち

施策6-② 芸術文化・スポーツの推進

方向性1 芸術文化に触れる機会の充実

方向性2 芸術文化活動の推進

方向性3 スポーツを楽しむ環境の整備

方向性4 豊かな生活のためのスポーツの推進

○施策指標

	指標名	指標の内容	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和11年度)
1	昨年1年間に芸術文化活動を行ったり、観賞したりしたことのある市民の割合(%)	市民アンケート	43.0	47.0
2	週1回以上、何らかの運動やスポーツをしている市民の割合(%)	市民アンケート	63.8	70.0

○施策の現状と課題

・ 市民ホールは令和4年に改修工事を行い、客席や内装のリニューアル等を行い、リニューアルオープン後の稼働率は以前より高くなっています。また、えきまえ広場やぼかぼか広場を活用したイベント、駅前ライブ、学校公演事業等の音楽や芸術文化に触れる機会を創出しています。市民の生きがいづくりや豊かな心の育成、芸術文化の振興を図るため、より一層の取組が求められます。

・ 公民館では、コロナ禍以降の利用者は回復傾向であり、いべんと西河原や中央公民館のつどいを開催し、日々の活動の成果を展示やコンサートで発表することで利用者同士や市民との交流を深め、芸術文化活動を推進するとともに映画会を開催するなど公民館の事業を通して芸術文化に触れることができる機会を提供しています。利用団体の自主的な活動を支援するとともに、活躍の場を提供する必要があります。

・ スポーツを楽しむきっかけをつくり、世代を超えて、誰もが、いつでも、どこでも気軽にスポーツを楽しむことができるよう、生涯スポーツの推進を図り、仲間づくり、体力向上や生きがいづくりにつなげるため、各種スポーツ大会や教室を実施しています。

地域のスポーツ関係団体と連携するほか、協定を締結している研究機関やスポーツ団体についても連携した事業を実施しています。

一度離れてしまった体育施設の利用者数をコロナ禍前の水準まで回復させる取組が必要です。

・ 旧狛江第四小学校跡地は、小学校としての機能を終えてから体育施設として20年間暫定活用されてきましたが、校舎棟については、施設の老朽化だけでなく台風による浸水被害等により取壊しが必要となっています。また、多摩川住宅二号棟の建替えもあり、子育て世帯、児童数の増加が見込まれることから市内で貴重なオープンスペースである公共公益地区として必要な機能や規模等の整備に向けた検討を進めています。

現在の体育施設機能の維持に加え室内温水プールを整備するとともに、震災時における地域の防災機能として、避難所及び災害時集合場所を確保することとしています。さらに、プールについては、今後の学校プールの在り方等を整理した上で、学校利用を可能とすることも検討します。

また、放課後児童対策としての子どもたちの居場所を確保することや高齢者が地域で安心して暮らせるようこまほっとシルバー相談室の移転についても検討しています。

その他にも施設利用者や地域に対する利便性、快適性を高めるような付加価値を創出するための民間活力の導入についても検討を進める必要があります。

まちの姿6 生涯を通じて学び、歴史が身近に感じられるまち

○施策の方向性

方向性1	芸術文化に触れる機会の充実
<p>・学校や関係機関と連携し、子どもから高齢者まで多くの市民が芸術文化に身近に触れることができる機会の提供や、積極的な情報発信を行います。</p> <p>・市民ホールだけでなく、えきまえ広場やぽかぽか広場等の様々な地域資源を活用し、音楽や芸術文化に触れる機会を創出していきます。</p>	

方向性2★	芸術文化活動の推進
<p>・地域での多様な芸術文化活動を支えるとともに、芸術文化活動に関わる人材・団体の育成や活動の場の提供、芸術文化活動を通じた生きがいづくり等を推進していきます。</p> <p>・利用者や団体の自主的な活動を支援するとともに、音楽や絵手紙等の狛江らしい芸術文化活動を推進していきます。</p>	

方向性3	スポーツを楽しむ環境の整備
<p>・地域でスポーツ活動をいつでも・どこでも・だれでも実践できる環境を整えるとともに、みる・支えるといった多様な形でスポーツの楽しみや価値を実感できるような環境を整備していきます。</p> <p>・誰もがスポーツに気軽に参加できる取組を行い、スポーツを身近に感じ、楽しむきっかけづくりを行います。また、関係団体と連携し、各種事業の情報発信や団体の紹介等を行うことで、スポーツ活動への興味関心を高め、参加と仲間づくりを促進します。</p> <p>・旧狛江第四小学校跡地の整備については、地域防災計画における震災時の防災機能を確保するとともに、子どもから高齢者、競技者から生きがいづくりの活動まで、多様な世代・目的で利用できる施設となるよう検討を進めます。</p>	

方向性4	豊かな生活のためのスポーツの推進
<p>・体力の向上、健康の維持・増進によりいつまでも健康的な暮らしを送ることができる健康長寿の実現・QOLの向上に向けて誰もが気軽に、継続的にスポーツに親しめる取組を推進します。</p> <p>・地域におけるスポーツや運動を身近なものにすることにより、社会参加の場として新たな交流や連帯感を生み出すためのきっかけづくりを行うとともに、より一層地域コミュニティ活動が幅広い世代の参加により盛んに行われていくよう支援します。</p>	

まちの姿6 生涯を通じて学び、歴史が身近に感じられるまち

③歴史・文化の理解と継承

○目指すまちの姿

狛江に伝わる史跡や文化財に触れ、歴史や文化を身近に感じ、理解を深めることで地域への愛着が生まれ、歴史や文化が次世代に継承されています。

○施策体系

6 生涯を通じて学び、歴史が身近に感じられるまち

施策6-③ 歴史・文化の理解と継承
方向性1 歴史・文化の継承と人材の発掘
方向性2 史跡や文化財の効果的な活用

○施策指標

	指標名	指標の内容	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和11年度)
1	市の歴史や伝統文化に関心のある市民の割合(%)	市民アンケート	55.9	60.0

まちの姿6 生涯を通じて学び、歴史が身近に感じられるまち

○施策の現状と課題

・ 小・中学生に史跡や文化財に関するガイドブックやパンフレットを頒布するとともに、小学校6年生には、狛江の遺跡と古墳に関する出前授業を実施し、狛江の歴史や文化への理解を深めています。大人についても、史跡や文化財の現地公開や講座・講演会を実施することで、狛江の歴史や文化への理解を深めています。一方で、狛江の歴史や文化の継承については、地域で史跡や文化財を守り伝えていくことが望ましく、その担い手となる人材を発掘する必要があります。

・ 古民家園では、昔の暮らしに触れる体験学習や伝統文化・生活文化に触れる体験教室を実施するとともに、ロケーションを活かした能楽の鑑賞会や箏曲の演奏会を実施するなど、狛江の魅力を伝える場としても活用しています。

・ 狛江の特色である古墳を活用する方策の1つとして歴史公園の整備を進め、猪方小川塚古墳公園、亀塚古墳公園、土屋塚古墳公園の3つの古墳公園を開園し、また、公園の開園に合わせて古墳を巡るウォークラリーを企画するなど、史跡の有効活用を進めています。

・ 複数の施設に分散して保管している文化財及び歴史資料等の保管場所については、旧狛江第七小学校の跡地の一角に保管施設を整備することとしましたが、文化財及び歴史資料等の効果的な活用の拠点となる展示場所については、今後具体的に検討していく必要があります。また、古民家園内の文化財建造物については、日常的な維持管理の中で状態を確認し、次世代に良好な状態で継承できるよう、適切な保護保存の措置を施す必要があります。

まちの姿6 生涯を通じて学び、歴史が身近に感じられるまち

○施策の方向性

方向性1★	歴史・文化の継承と人材の発掘
<p>・市民が日常的に狛江の歴史や文化に触れ、親しむことができるとともに、狛江の歴史や文化への理解を深めて次世代に継承されていくよう、文化財や歴史資料等を効果的に活用した狛江の歴史や文化を分かりやすく伝える展示施設について検討を進めます。</p> <p>・子どもの頃から狛江に伝わる史跡や文化財、伝統的な文化に触れ、狛江の歴史や文化を身近に感じるにより、地域への愛着を育てていくとともに、史跡や文化財に親しむ機会を通じて、狛江の歴史や文化を次世代に継承するための人材を発掘していきます。</p>	

方向性2	史跡や文化財の効果的な活用
<p>・市内に残る古墳については、狛江を特徴付ける史跡として、適切な保護保存の措置を施すとともに、その特色を生かした歴史公園として整備するなど、狛江の歴史や文化を身近に感じられる場として効果的に活用していきます。</p> <p>・古民家園については、体験教室等にて伝統文化や生活文化に親しむ場として活用していくとともに、イベント等を実施して古民家園らしい賑わいを創出するなど、地域交流の場としても活用していきます。</p>	

まちの姿7 自然を大切にし、快適に暮らせるまち

①水と緑の快適空間づくり

○目指すまちの姿

身近な緑や多摩川をはじめ豊かな自然環境が守られ、人々が豊かな環境を享受し、それが次世代に引き継がれ、人と生きものが共生しています。また、憩いや交流、自然鑑賞等様々な目的や地域性を踏まえた公園が整備されており、市民に親しまれています。

○施策体系

7 自然を大切にし、快適に暮らせるまち

施策7-① 水と緑の快適空間づくり
方向性1 緑の保全・創出
方向性2 水環境の保全・再生・活用
方向性3 公園の計画的な整備・維持管理
方向性4 多種多様な生きものとの共生

○施策指標

	指標名	指標の内容	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和11年度)
1	市内の緑が豊かだと感じている市民の割合(%)	市民アンケート	89.2	94.0

○施策の現状と課題

・ 狛江弁財天池特別緑地保全地区のうち、市が管理する区域について、市民の会と連携し樹木等の適正管理に取り組んでいます。また、保存樹木等せん定助成金の拡充や緑のまち推進補助金の見直しを行い、既存の緑の保全や新たな緑の創出に取り組んでいます。

狛江市は市街化が進んだまちであり、今もなお開発とともに緑地が減少しています。民間施設や住宅地に緑が増えるよう、制度の一層の周知を図るとともに、園芸講習会等の既存事業の他に、市民が花や緑について学ぶ機会を増やしていく必要があります。新たな緑の創出のためグリーンインフラ*の取組や多くの市民が豊かな緑を感じるよう緑視率*の向上のための取組が必要です。

・ 多摩川統一清掃や野川美化清掃活動等により、河川環境の美化に取り組むとともに、水環境の保全を推進しています。かわまちづくり計画を推進していく中で、多摩川の自然を保全するとともに、市民が利用しやすく、様々なかたちで憩い楽しめる施設や環境づくりを進める必要があります。

また、河川環境の美化活動を継続していくほか、さらなる利用マナー向上のため、利用者に対するごみのポイ捨てを抑制する意識啓発を行うとともにごみのポイ捨てをしないよう行動変容を促す等、多摩川、野川をより市民に親しまれる環境にする必要があります。

・ 都市計画マスタープランにおいて和泉多摩川緑地周辺を公園まちづくり推進エリアと位置づけ、都立公園誘致に向けた都市計画上の課題の整理、適切な土地利用の検討、公園を中心とした周辺まちづくりのあり方の検討等を東京都と情報共有し推進するエリアとしています。都市計画公園事業として、(仮称)駒井公園整備基本計画を策定し、(仮称)駒井公園の整備に取り組んでいます。

狛江市は多摩地域の中で公園の一人当たりの面積が小さく、標準的な街区公園*が少ないことから、市民の屋外活動の場、広域的防災拠点として都立公園誘致の実現に向け、和泉多摩川周辺地区のまちづくりの検討及び東京都と課題の整理・調整を行う必要があります。

・ 公園施設長寿命化計画を策定し、公園施設の老朽化に対する安全対策の強化、修繕・更新に係るコストの縮減や平準化等を図っています。また、アドプト*制度による公園の美化清掃等に取り組み、公園の維持・保全を推進しています。公園施設の更新を行うにあたり、小規模公園の機能再編を考慮するほか、新たに整備する公園の遊具については、誰もが使える機能を有する遊具の導入について検討する必要があります。市内の公園は、開園から30年以上を経た公園も多く、老木等、安全対策といった管理上の問題が顕在化しています。また、市内の公園は、開発事業に際して整備された提供公園が多く、個々の面積が小さく、比較的近接しているという特徴があり、小規模な公園一つ一つに特色を持たせ、利用者が目的に応じて公園を選べるよう、機能の再編・再整備の検討を進める必要があります。アドプト制度による公園の美化清掃等については、団体数の一層の増加に向けて引き続き周知を行うことや、より多くの市民が参画しやすくなるような仕組みが必要です。

・ 市内には生きものが暮らせるまとまった自然が少ないことが課題となっており、生きものの生息・生育空間を確保するため、緑地減少に歯止めをかけるよう努めています。人と野生の生きものが共存する空間として、自然環境を整備・維持管理・活用するとともに、狛江市に在来する生物を守るため、その生息・生育環境を保全する必要があります。一方で、有害な生物が引き起こす生態系被害、生活環境被害等を受けて、有害な生物の駆除等を実施していく必要があります。生物多様性地域戦略に基づき、狛江の水辺づくりプロジェクトや生きもの育む近所公園づくりプロジェクト等の推進やアライグマ、ハクビシン捕獲用の箱わな貸出制度による駆除、水辺の楽校と連携したアレチウリの駆除活動を実施していますが、こうした生物は市境をまたいで活動しているため、有害な生物の駆除については近隣自治体と協力して効果的に駆除する方法を検討する必要があります。

○施策の方向性

方向性1★	緑の保全・創出
<ul style="list-style-type: none"> ・市民・事業者等と市が協力して緑の管理・保全を行い緑地減少に歯止めをかけるとともに、グリーンインフラの取組によるヒートアイランド現象*の緩和等、自然環境が有する機能をまちづくりに活用するため、新たな緑の創出に取り組みます。 ・市民が快適な生活を送れるよう、公共施設、民間施設ともに狛江市緑の保全に関する条例に基づき、積極的に緑地の保全及び緑化の推進に努めます。 ・市内の低層住宅地区のうち、生産緑地地区が比較的まとまっているエリアを農住共存エリアと位置づけ、現状よりも農地・緑の比率が下がらないよう周辺住民と協働した検討のもと、農地の保全、活用を図ります。また、生産緑地地区の維持・保全・有効活用に向けて、土地利用の変更が見込まれる場合には、可能な限り、地域内の自然環境を保全することを優先的に考え、地権者との連携のもと、公園・緑地への土地利用転換や市民農園等としての公共的な活用を推進します。 ・保存樹木等せん定助成金や緑のまち推進補助金等の制度の一層の周知を図るとともに、民間施設や住宅地に緑が増えるよう園芸講習会等、市民が花や緑について学ぶ機会を増やします。 	

方向性2★	水環境の保全・再生・活用
<ul style="list-style-type: none"> ・多摩川や野川の河川環境の美化活動の推進等により、市民の美化意識の向上を図るとともに市民や事業者が自主的に美化活動を行うよう支援します。また、河川管理者である国や東京都と連携して、多摩川、野川をより市民に親しまれる環境づくりを進めます。 ・多摩川や野川の水環境を保全するとともに、かわまちづくり計画に基づき市民が利用しやすく、様々なかたちで憩い楽しめる施設や環境づくりを進めます。 	

方向性3	公園の計画的な整備・維持管理
<ul style="list-style-type: none"> ・和泉多摩川緑地都立公園誘致推進構想に基づき、都立公園誘致の実現へ向けて、東京都と都市計画上の課題の整理・調整、情報共有を行います。 ・（仮称）駒井公園整備基本計画に基づき、（仮称）駒井公園の整備を着実に進めていきます。 ・誰もが使える機能を有する遊具の導入、公衆トイレ設置についての検討や小規模な公園に特色を持たせ、利用者が目的に応じて公園を選べるように機能の再編・再整備の検討を進め、公園を活性化し、魅力ある公園づくりに取り組みます。また、公園施設長寿命化計画に基づき公園施設の老朽化に対する安全対策の強化、改修に係るコストの縮減や平準化等を図ります。 ・アドプト制度による公園の美化清掃等については、団体数の一層の増加に向けて引き続き周知を行い、新たなアドプト団体の設立や団体の会員数の増加に努めます。 	

方向性4	多種多様な生きものとの共生
<ul style="list-style-type: none"> ・狛江の水辺づくりプロジェクトや生きもの育むご近所公園づくりプロジェクト等の実施を通じて、自然や生態系、生物多様性に対する市民の関心・認知を高めます。 ・生きものの生息・生育空間を確保するため、緑被地面積の減少抑制に取り組むとともに、在来種に与える影響が大きい特定外来生物の駆除等については、近隣自治体と協力して効果的な駆除に取り組み、多種多様な生きものとの共生を推進します。 	

まちの姿7 自然を大切にし、快適に暮らせるまち

②地球にやさしい快適なまちづくり

○目指すまちの姿

気候変動による影響に向き合い、適応したレジリエント(強靱)なまち*になっています。
また、地球温暖化という課題に向き合い、自然環境との調和を図りながら、市を挙げてゼロカーボンシティの実現に取り組むことで、地球にやさしいまちになっています。大気汚染や騒音等がない良好な生活環境が確保され、誰もが気持ちよく快適に暮らしています。

○施策体系

7 自然を大切にし、快適に暮らせるまち

施策7-② 地球にやさしい快適なまちづくり
方向性1 ゼロカーボンシティの実現
方向性2 気候変動への適応
方向性3 公害防止対策等の推進
方向性4 美化活動の推進

○施策指標

	指標名	指標の内容	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和11年度)
1	太陽光発電設備、家庭用燃料電池等に対する市の助成金交付事業の利用件数(件)	太陽光発電設備、家庭用燃料電池等に対する市の助成金交付事業の利用件数(累計)	849	1,100
2	市内の美化活動に参加したことのある市民の割合(%)	市民アンケート	25.4	29.0

○施策の現状と課題

- ・ 2050年までのゼロカーボンシティの実現に向け、実現への道筋を示すシナリオの作成、省エネ・再エネ設備の導入に対する助成、再エネ電気への契約切替を促すキャンペーンの実施、意識啓発を図るイベントの実施や広報誌の発行等に取り組んでいます。環境基本計画に基づき既存事業の継続、拡充はもとより、新たな再生可能エネルギーの活用検討、3D都市モデル*や様々なデータの活用等、DXによる新たな事業展開に取り組み、家庭や事業所における省エネルギーの促進及び再生可能エネルギーの導入拡充を加速化する必要があります。また、太陽光パネルの光害や廃棄処理の問題についても注視していく必要があります。
- ・ 温暖化に伴う気候変動への「適応策」として熱中症予防スポット設置等の暑さ対策、職員研修、情報提供による意識喚起を図っています。また、集中豪雨等による浸水対策として、排水樋管の遠隔操作化等の浸水被害対策の取組を進めています。深刻化する気候変動に適応するため、計画の進捗管理のほか、気候変動の動向や予測、多分野に及ぼす影響等の情報発信を継続・強化し、市民の認識や危機意識を高めていく必要があります。
- ・ 都条例及び市条例を適切に運用し、事業者への指導等を通じて公害発生の抑止に取り組んでいます。引き続き、都条例、市条例等を適切に運用し、公害発生を抑制していく必要があります。また、社会的関心が高まっている有機フッ素化合物に対し、国が集積する知見等に応じて、適切な情報提供と対策を講じる必要があります。
- ・ 市条例を運用し、歩行喫煙等の違反行為に対する注意喚起掲示物の設置、狛江駅と和泉多摩川駅周辺の巡回指導、公設喫煙所の管理、マナー啓発活動等に取り組んでいます。地域環境美化の一層の推進に向け、歩行喫煙やたばこのポイ捨て等の違反行為を抑制するため、監視指導の手法や体制の強化、マナー意識の啓発等に取り組む必要があります。

まちの姿7 自然を大切に、快適に暮らせるまち

○施策の方向性

方向性1★	ゼロカーボンシティの実現
<ul style="list-style-type: none">・ 2050年までのゼロカーボンシティの実現に向け、環境配慮型設備の導入に対する支援やDXの活用等により、家庭・事業所の省エネルギーの促進、再生可能エネルギーの導入拡充に取り組みます。また、太陽光発電に関する光害や廃棄処理について注視していきます。・ 市の率先行動として、公共施設のエネルギー性能向上、再生可能エネルギーの導入拡充等により、公共施設の脱炭素を推進します。	

方向性2	気候変動への適応
<ul style="list-style-type: none">・ 気候変動による被害の回避・軽減を図るため、熱中症予防スポット設置等の暑さ対策や地球温暖化及び気候変動に関する情報収集・発信を行い市民の健康や安全を維持するための適応策を推進します。・ 集中豪雨等による浸水対策として、雨水管理総合計画等に基づく浸水被害対策の取組を進め、安全な生活環境を確保します。	

方向性3	公害防止対策等の推進
<ul style="list-style-type: none">・ 公害、環境問題の解消に向けて、国、東京都、周辺自治体等と連携し、規制・指導・監視等により公害発生の抑止に取り組みます。・ 水質、騒音、大気等に係る調査、監視を継続するとともに、公害と思わしき事案が発生した際は、原因の特定、除去、発生源者への指導・助言等を速やかに行うことで、被害の最小化を図ります。また、新たな公害問題にも対応できるよう情報収集を行い、適切な情報提供、対策を行います。	

方向性4	美化活動の推進
<ul style="list-style-type: none">・ 狛江市路上喫煙等の制限に関する条例に基づき歩行喫煙やたばこのポイ捨ての更なる防止に取り組み、地域環境美化を推進します。・ 歩行喫煙やたばこのポイ捨て等の違反行為を抑制するため、監視指導の体制強化や喫煙マナーの向上につながる情報発信等を推進します。	

まちの姿7 自然を大切にし、快適に暮らせるまち

③循環型社会の推進

○目指すまちの姿

ごみの処理が適切に行われるとともに、市民一人ひとりが4R(リフューズ・リデュース・リユース・リサイクル)*とごみの適正処理に積極的に取り組み、人・社会・地域・環境に配慮して行動しています。市や事業者も廃棄物の発生抑制、資源の再利用に積極的に取り組み、環境への負荷を最小限に抑え、循環型社会を推進しています。

○施策体系

7 自然を大切にし、快適に暮らせるまち

施策7-③ 循環型社会の推進

方向性1 ごみの減量化・資源化の推進

方向性2 ごみの発生・排出抑制の取組推進

方向性3 ごみの安定処理に向けた施設の維持管理

○施策指標

	指標名	指標の内容	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和11年度)
1	市民一人当たりの年間ごみ排出量(kg/年)	市民一人当たりの年間ごみ排出量	236.03	232.60
2	ごみの資源化率(%)	ごみの総排出量のうち、総資源化量が占める割合	38.1	39.0

○施策の現状と課題

・ ごみ分別アプリや、狛江市ホームページ、YouTube の狛江市公式動画チャンネルにごみの分別動画の掲載やこまエコまつり等のイベント時での啓発等、ごみの分別、減量及び資源化の意義や必要性について周知し、分別、減量及び資源化意識の向上のため、啓発活動を行っています。ごみの分別、減量及び資源化の推進に向け、市民・事業者への更なる意識付けや関心の薄い層へのアプローチ強化、行動変容を促す取組が必要です。

・ 事業者に対して、搬入物検査を定期的に行うことで、ごみの排出状況を把握し、必要に応じて指導を行っています。特にリフューズを進めプラスチックの使用を抑制を促していくとともにプラスチック類ごみの分別収集を開始しています。また、市役所内のプラスチック類ごみの削減に向け「狛江市役所使い捨てプラスチック削減方針」を策定し、市役所内でのマイボトル利用促進に向けたウォーターサーバの設置等、環境配慮に取り組んでいます。

市民・事業者・行政が一体となってプラスチック類ごみの削減を図っていくには、先導する市の率先行動が不可欠であり、プラスチック類ごみが発生しにくい環境整備に取り組む必要があります。また、市民・事業者においては、プラスチック類ごみの削減に関する取組として、ワンウェイプラスチック*の使用削減に取り組む等、マイクロプラスチック*の発生抑制に向け、引き続きプラスチック類ごみの削減やごみのポイ捨て防止に取り組む必要があります。

・ ビン・缶リサイクルセンターは、家庭等から出される資源物の中でビン・缶・ペットボトル等を効率的にリサイクルするための選別や減容等を行っています。狛江市で発生する可燃・不燃・粗大ごみは、稲城市にあるクリーンセンター多摩川で中間処理を行い、残った灰を日の出町にある東京たま広域資源循環組合に搬入し、この灰をセメントの材料としてリサイクルするエコセメント*事業を行っています。

ビン・缶リサイクルセンターについては、ごみの安定処理に向けた施設の機能を保持し、市民の快適で安定的な生活を確保するため定期的な点検・整備と計画的な修繕に取り組む必要があります。クリーンセンター多摩川及び東京たま広域資源循環組合についても、他の構成市と協議をしながら、修繕・更新を計画的に実施する必要があります。また、クリーンセンター多摩川、東京たま資源循環組合に係る経費については、構成市との搬入割合により変動するため、引き続きごみ減量の推進を図る必要があります。

○施策の方向性

方向性1★	ごみの減量化・資源化の推進
<ul style="list-style-type: none">・ごみの減量、分別の推進のため、市公式SNSやイベントでの意識啓発、関心の薄い層へのアプローチ強化等に取り組み、行動変容に向けた取り組みを推進します。・町会・自治会等と連携した集団回収の更なる活用、使用済小型家電からの有用な金属類のリサイクル、新しい技術を活用したアップサイクル*の実証等、多角的な視点からごみの資源化を行い、循環型社会を推進します。	

方向性2	ごみの発生・排出抑制の取組推進
<ul style="list-style-type: none">・ごみの発生抑制を最優先として、4Rの取組を推進します。特にプラスチックの使用抑制を促していくとともに、プラスチック類ごみの分別収集を徹底します。また、マイクロプラスチックの発生抑制に向け、ごみのポイ捨て防止にも取り組みます。	

方向性3	ごみの安定処理に向けた施設の維持管理
<ul style="list-style-type: none">・ビン・缶リサイクルセンターについては、定期的な点検・整備による機能保持を行い、ごみの安定処理に向けた施設の維持管理により、市民の快適で安定的な生活を確保します。・クリーンセンター多摩川については、他の構成市と協議をしながら、修繕・更新を計画的に実施します。・東京たま広域資源循環組合の組織団体と連携し、最終処分施設の安定稼働に向けて、処分量の削減に向けた取組や施設の定期更新を実施します。	

まちの姿7 自然を大切にし、快適に暮らせるまち

④下水道機能の維持・向上

○目指すまちの姿

市民が安心して下水道を利用できるよう予防保全型の維持管理が行われるとともに、集中豪雨や地震といった災害への対策が十分に施されており、市民が安全・快適に下水道を利用できています。

○施策体系

7 自然を大切にし、快適に暮らせるまち

施策7-④ 下水道機能の維持・向上
方向性1 下水道施設の維持管理
方向性2 治水対策の推進
方向性3 健全な事業運営

○施策指標

	指標名	指標の内容	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和11年度)
1	雨水管渠の整備率(%)	排水面積に対する雨水管渠の整備率	78.0	80.0
2	雨水浸透ます設置基数(基)	雨水浸透ますの設置基数(累計)	12,101	13,300

○施策の現状と課題

・ 下水道施設の現状を把握するために実施した管渠のテレビカメラ調査を基に、ストックマネジメント*実施計画を策定し、施設の修繕・改築工事を実施しています。また、地震時の対応力を高めるため、マンホールトイレを市内全小中学校に設置する等の取組を進めています。

下水道施設の老朽化の度合いに応じた修繕・改築と能登半島地震における下水道施設の損傷や復旧の長期化等も踏まえた耐震化の優先度を考慮し、予算の平準化を図りながら、対策を進める必要があります。

・ 狛江市下水道浸水被害軽減総合計画を策定し、令和元年東日本台風と同規模の外力（降雨量・河川水位）に対し、再度災害を防止するための取組を進めています。また、集中豪雨対策として、既設道路集水ますの浸透化工事、雨水浸透ます及び雨水貯留槽設置に対する助成金の交付を行うとともに、一定規模以上の公共施設の新築・増築時において、雨水浸透設備や雨水貯留設備を設置しています。狛江市下水道浸水被害軽減総合計画に基づき、ポンプ施設の用地取得・設計・工事を市民の理解を得ながら、進めていくことが必要です。

・ 下水道公営企業会計では、貸借対照表や損益計算書等の財務諸表を作成し、経営分析を行った結果、現状は経営状況に問題がないことを確認しています。

今後、下水道施設の老朽化や物価上昇により対策費用が増加していく中、経営課題の抽出や経営状況、資産等の的確な把握を行い中長期的な視点に立った経営基盤の強化及び経営の効率化等、健全な財政運営が必要となります。

まちの姿7 自然を大切に、快適に暮らせるまち

○施策の方向性

方向性1	下水道施設の維持管理
・ 狛江市下水道総合計画に基づき、下水道施設の老朽化の度合いと能登半島地震における下水道施設の損傷や復旧の長期化等も踏まえた耐震化の優先度を考慮し、予算の平準化を図りながら、修繕・改築を進め、将来にわたって安全・快適に下水を処理できるようにします。	

方向性2★	治水対策の推進
・ 狛江市雨水管理総合計画に基づき、令和元年東日本台風と同規模の外力（降雨量・河川水位）に対し、再度災害を防止するための対策や気候変動の影響による激甚化・頻発化した豪雨に対する浸水対策を推進します。引き続き、既設道路集水ますの浸透化工事等に取り組むとともに、雨水浸透ます及び雨水貯留槽設置に対する助成金の交付を行い雨水流出抑制施設の普及促進を図り、治水対策を推進します。	

方向性3	健全な事業運営
・ 公営企業会計を適用し、貸借対照表や損益計算書等の財務諸表の作成を通じて、自らの経営状況を的確に把握し、効率的かつ健全な事業運営を行います。	

まちの姿7 自然を大切にし、快適に暮らせるまち

⑤市街地整備の推進

○目指すまちの姿

狛江らしさである「コンパクトさ」が活かされ駅周辺に都市機能が集約し、多くの人々が集い、まちに活気があります。また、自然と利便性、安全性が調和した快適で緑豊かな美しい住環境が整備され、いつまでも住み続けたいまちとなっています。

○施策体系

7 自然を大切にし、快適に暮らせるまち

施策7-⑤ 市街地整備の推進
方向性1 地域拠点の機能強化
方向性2 適正な土地利用の誘導及び景観価値の確保
方向性3 市民協働・市民参加のまちづくり
方向性4 快適な住環境づくり

○施策指標

	指標名	指標の内容	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和11年度)
1	地区計画策定件数(件)	地区計画の策定件数(累計)	6	8
2	まちづくり協議会等の設置件数(件)	狛江市まちづくり条例に規定するまちづくりグループ、まちづくり協議会、テーマ型まちづくり協議会の設置件数(累計)	8	8

○施策の現状と課題

・ 狛江市都市計画マスタープラン改定・立地適正化計画を策定し、狛江駅を中心拠点、和泉多摩川駅及び喜多見駅を地域交流拠点として位置付けるとともに、まちづくりの方針を示しています。また、狛江駅周辺において、ほこみち制度を活用した快適な歩行空間の確保、にぎわいを視野に入れた道路デザイン方針が示されたことにより、商業施設と一体とした道路改修設計を行っています。

都市計画マスタープラン・立地適正化計画の重点地域別構想の推進は、市民に関心をもってもらう必要があります。各駅周辺で活動する地区まちづくり協議会*と情報共有等を行い、協働による望ましいまちづくりを推進していく必要があります。狛江駅周辺の道路改修工事にあたっては効率的で綿密な工程管理及び道路利用者の多いエリアであるため確実な安全確保が必要となります。また、まちのにぎわい創出や利便性の向上等の取組が必要です。

・ 狛江市まちづくり条例に基づく開発等事業に該当する場合には、狛江市景観まちづくりビジョンに沿った内容で計画するよう協議しています。また、狛江市都市計画マスタープラン・立地適正化計画を策定し、適切な土地利用の方針を示しています。水道道路の整備等、土地利用の変化がある地区について、地区計画を導入し、地域の実情に応じた土地利用を誘導できるようにするためには、十分な地域住民との合意形成が必要となります。引き続き、整備工事に向けた事業の進捗管理に努めるとともに、用地取得に向けた折衝等を行う必要があります。

・ 地区まちづくり協議会への支援として、運営費及び活動に要する経費の助成、まちづくりに関する専門家の派遣の他に、地区まちづくり構想作成に要する経費の助成を行っています。地区まちづくり協議会が検討したまちの姿等を地域に発信し、市民意見として幅広く地区住民の意見を吸い上げ、合意形成活動を継続するには、より多く情報共有や意見交換する場が重要であり、引き続き地区まちづくり協議会と情報共有等を行い、協働による望ましいまちづくりを推進していく必要があります。

・ 分譲マンションの維持管理は、管理不全予防、適正管理の促進及び老朽マンション等の円滑な再生の促進に向けてセミナー等で啓発促進しています。住宅の耐震化は、木造住宅を中心に継続的に支援しています。また、マンション耐震化の支援制度の充実も図っています。住宅の耐震化については、昭和56年以前に建設された住宅が対象でしたが、平成12年までに建築された住宅に対しても耐震化の支援を始めました。空家等については、火災の危険性や倒壊のおそれ、安全性の低下、公衆衛生の悪化、景観の阻害等、多岐にわたる問題が懸念されるため、適正な維持管理を促し、解決しない案件も解決への道筋を示し、地域の生活環境の保全のため、少しずつ進展させています。空家等の利活用は、空き家バンク*の設置、利活用募集チラシの配布等で促進を図っていますが、形のある成果とはなっていません。利用したい団体・個人は一定数いますが、空家等でも地価が高いため安価で提供して良いと考える家主が現れないためです。

まちの姿7 自然を大切にし、快適に暮らせるまち

○施策の方向性

方向性1	地域拠点の機能強化
・高齢化の進展や人口減少といった社会情勢の変化を見据え、狛江らしさである「コンパクトさ」を活かして、地域拠点の機能強化や商業空間の充実を図り、まちの活力とにぎわいの創出に取り組みます。	

方向性2★	適正な土地利用の誘導及び景観価値の確保
・都市計画マスタープラン・立地適正化計画に基づき、適正な土地利用の推進を図り、事業地周辺の市民の理解を得ながら、市民、事業者と協働し、良好な開発事業の誘導を行います。 ・狛江市まちづくり条例及び狛江市景観まちづくりビジョン等に基づき、狛江の自然・地域の特性を生かした景観価値の向上に取り組み、緑や史跡等と調和した狛江らしい景観を市民と共有しながら、良好な景観の確保に努めます。	

方向性3	市民協働・市民参加のまちづくり
・地区まちづくり協議会と情報共有等行い、協働による望ましいまちづくりを推進していくため、地区まちづくり協議会へ運営費及び活動に要する経費の助成、まちづくりに関する専門家の派遣の他に、地区まちづくり構想作成に要する経費の助成等の支援を行い、市民協働・市民参加のまちづくりを推進します。	

方向性4	快適な住環境づくり
・分譲マンションの適正な管理の支援のため、セミナーや相談会を行います。 ・住宅の耐震化について、耐震診断から耐震改修につながるよう支援し、住宅の耐震化を促進することで、災害に強い住環境づくりに取り組みます。 ・空家等の適切な維持管理の促進、空家の発生抑制に努めるとともに、引き続き空家の利活用に取り組みます。また、倒壊の危険や周囲の景観を損なう特定空家等に対して、組織横断的な連携により適切な対応を図り、良好な住環境を創出します。	

まちの姿7 自然を大切にし、快適に暮らせるまち

⑥道路・交通環境の充実

○目指すまちの姿

都市計画道路や生活道路の整備、道路や橋りょうの適切な管理により、市民が安全・快適に道路を通行できます。公共交通機関等の交通環境が充実し、また、自転車の利用環境が整い、外出・移動しやすい便利なまちとなっています。

○施策体系

7 自然を大切にし、快適に暮らせるまち

施策7-⑥ 道路・交通環境の充実

方向性1 都市計画道路等の計画的な整備

方向性2 道路・橋りょうの適切な管理・長寿命化

方向性3 道路・交通環境の充実

方向性4 自転車利用の推進

○施策指標

	指標名	指標の内容	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和11年度)
1	修繕を行った道路の延長(m)	道路修繕計画に基づき修繕を行った市道の総延長(計画期間内の累計)	—	2,500
2	市内交通事故発生件数(件)再掲	市内で発生した交通事故の件数	124	60
3	市内自転車事故発生件数(件)再掲	市内で発生した自転車事故の件数	85	25

○施策の現状と課題

・ 調布都市計画道路3・4・16号線(電中研前)については、令和8年度の事業完了に向け、電気通信事業者等も含めた綿密な工程の進捗管理が必要となります。調布都市計画道路3・4・16号線(岩戸北区間)は、整備工事に向けた事業の進捗管理に努めるために、計画的な用地取得に向けた折衝等が必要となります。市道第34号線は、引き続き、沿道事業者との継続的な調整を行う必要があります。市道第32号線(八幡通り)は道路区域図の作成が終了し、整備事業は一旦完了となりましたが、今後も必要に応じて安全対策を検討する必要があります。

・ 道路は一様に劣化するのではなく、損傷は通過車両の重量や通過回数の影響を強く受けるため、5年毎に全路線の舗装状況を調査し、5年毎に修繕計画を改定しています。橋りょうについても最新の点検結果に基づき道路網の安全性・信頼性の確保、ライフサイクルコスト(LCC)*及び維持管理コストの縮減を図っています。

また、物価高騰等の影響により工事金額も上昇傾向にあり財政負担も増えることが予想されます。引き続き、「狛江市道路修繕計画」及び「狛江市橋りょう長寿命化修繕計画」に基づき、道路・橋りょうの定期的な点検を継続し、異常・損傷を早期に発見し、計画的な修繕を実施する必要があります。

・ 交通事故の抑制として、一部の地区計画で新規建物を建設する場合は、道路の見通しを良くするための規定を定めています。また、保育所等が行う散歩等の園外活動の安全確保を図るために、キッズゾーン*を設置しています。

引き続き、狭い道路の見通しを良くする等のインフラ整備に取り組む必要があります。新たなキッズゾーンの追加については、保育上の観点における交通課題を整理のうえ検討が必要です。

・ 「狛江市自転車ネットワーク計画」に基づき、自転車に関与する交通事故の減少、自転車利用者のマナー向上を図っています。

交通事故のうち、自転車に関与している事故の割合が高いため、自転車を安全に利用できる環境整備が必要です。

まちの姿7 自然を大切にし、快適に暮らせるまち

○施策の方向性

方向性1★	都市計画道路等の計画的な整備
・道路ネットワークを形成し、交通の円滑化を図るため、都市計画道路、市幹線道路の計画的な整備を推進するとともに、良好な景観や防災機能の確保に資するよう、新設の都市計画道路については無電柱化による整備に取り組みます。	

方向性2	道路・橋りょうの適切な管理・長寿命化
・狛江市公共施設等総合管理計画及び各個別計画に基づき、整備の優先順位をつけた上で、効果的かつ効率的に道路、橋りょうの維持管理、修繕を実施し、コストの平準化を図りながら、道路等の長寿命化に取り組みます。	

方向性3	道路・交通環境の充実
・狭あいな道路の見通しを良くする等のインフラ整備に取り組み、誰もが安全・快適に道路を通行できるようにします。 ・現在運行している公共交通と共存し、地域住民の交通利便性の向上に努めます。自動運転やデマンド交通などの実証運行などにより、狛江市内の次世代交通の可能性を検証します。	

方向性4	自転車利用の推進
・狛江市自転車ネットワーク計画に基づき、自転車ナビマーク・ナビライン*の設置により安全・快適に利用できる自転車の利用環境を整備するとともに、平坦コンパクトであるという市の特性を活かし、自転車走行空間のネットワークを構築し、自転車利用を推進します。	

まちの姿8 持続可能な自治体経営

①質の高い行政運営の推進

○目指すまちの姿

市民サービスが安定的に提供されているとともに、施策・事務事業が組織横断的かつ、効率的・効果的に実施されていることで、質の高い行政運営が行われています。

○施策体系

8 持続可能な自治体経営

施策8-① 質の高い行政運営の推進

方向性1 経営的な視点による行政運営

方向性2 デジタル化の推進による市民サービスの質の向上

方向性3 公共施設等マネジメントの推進

○施策指標

	指標名	指標の内容	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和11年度)
1	質の高い行政運営が行われていると感じている市民の割合(%)	市民アンケート	再調査	調査後決定
2	公共施設整備計画の整備スケジュールによる各施設の整備事業の進捗率(%)	公共施設整備計画の整備スケジュールによる各施設の整備事業の進捗率	65.0	100

○施策の現状と課題

・ 外部評価では、令和2年3月狛江市前期基本計画策定に合わせ、新たに狛江市基本計画推進委員会を設置しました。市民アンケート結果等の客観的データを活用する等、実効性のある見直しとなるような新たな評価方法を構築し、委員会において持続可能な行政運営に向けた提言をいただき、提言に対する施策への反映の検討を行っています。少子高齢化が進み、職員の成り手不足が想定されていることから、デジタルの力を活用し、最小経費最大効果の経営的視点とともに地域の特色や地域資源を活用した魅力の向上や人流の創出といった持続可能な行政経営が求められています。社会の複雑化による行政需要の増加に伴い業務量が増えており、「選択と集中」の観点からも継続事業・廃止事業についての検討や RESAS*等の統計データの利活用等による政策の効果検証・根拠に基づく効果的な企画立案を進める必要があります。

・ 庁内のデジタル化の推進として、令和5年1月に勤怠管理等に関する庶務事務システム、令和5年3月に電子決裁が可能な文書管理システムの運用を開始し、各種事務の効率化を推進し、ペーパーレス化により費用削減につながっています。また、令和3年度に本格導入した RPA*及び AI-OCR*等については、引き続き利用拡大を図りつつ、先進技術の活用については、費用対効果も総合的に勘案しながら進める必要があります。住民の利便性向上と行政運営の簡素化・効率化を目的として、フロントヤード*の改革を進めながら、併せてオンライン手続の拡大を図っていくことが必要です。

・ 市民向けサービスとして、総合案内窓口については、窓口人員の増員やAIボイス筆談機*設置等により、来庁者を効率的に案内することにつながっていますが、窓口、電話対応等の多言語対応や不当要求への対応といった職員の負担軽減に課題があります。また、マイナンバーカードを用いたオンライン手続きについて、引越しワンストップサービス*や子育て関係の一部の手続きが可能となっている一方で、デジタル化に対応できない方へのデジタルデバインド*対策も必要とされています。非接触型の場所・時間にとらわれない「モバイル市役所*」の実現に向けて、誰もがモバイル市役所の恩恵を受けられるよう、様々な行政手続きやサービスのデジタル化、公共施設のWi-Fi環境整備等を進めつつ、伴走型のサポートによりデジタル化への参加を促していく必要があります。また、納税者の利便性の向上、公金取扱金融機関の減少への対応として、各種証明書交付手数料や市税収納についてはキャッシュレス決済サービスを導入していますが、現在納付書による納付としている施設使用料等のキャッシュレス納付等の導入が求められています。

・ 公共施設等の老朽化対策の他、市民ニーズに対応するため、公共施設等総合管理計画、公共施設整備計画を策定し、整備スケジュールに基づき施設整備を進めている一方で、公共施設整備計画に基づく計画的な整備とともに、時代の変化に伴い新たな市民ニーズに対応する必要があります。また、デジタル化の推進や社会情勢の変化により、施設のあり方を見直していくことが求められ、保育・学校施設等の公共施設については、今後の少子高齢化や社会動向も踏まえて、適正なあり方を検討していく必要があります。

まちの姿8 持続可能な自治体経営

○施策の方向性

方向性1	経営的な視点による行政運営
<ul style="list-style-type: none"> ・ RESAS 等のビッグデータ*を活用した客観的データ等を通じて、時代の変化や市民ニーズを的確に捉えるとともに、コンパクトさ等の狛江の強みや特徴を活かし、付加価値のある施策・事務事業を展開していきます。 ・ 最小の経費で最大の効果を上げるといった経営的な視点を持って、効率的かつ効果的に施策・事務事業を実施していきます。また、他自治体との広域連携や、団体・事業者等との連携を推進することで、質の高い行政運営を推進していきます。 ・ 適切な行政評価等を通じて、常に現状と課題を振り返り、事業の選択と重点化によるメリハリのある施策・事務事業を展開していきます。 	

方向性2★	デジタル化の推進による市民サービスの質の向上
<ul style="list-style-type: none"> ・ 情報セキュリティ対策の強化に努めるとともに、AI*・RPA 等、既に導入しているデジタル技術の利用拡大を図りながら、先進的なデジタル技術の導入についても費用対効果を勘案しながら検討していきます。 ・ マイナンバー制度を活用しながら、各種行政手続きをオンラインで対応することで場所・時間にとらわれない「モバイル市役所」の実現に向けた取組を進めることにより、市民の利便性の向上につなげます。デジタル技術の活用にあたっては、併せてデジタル技術を扱うことができる人とできない人との間に生じる情報格差の解消に取り組み、誰一人取り残されない「デジタルの力で、人にやさしいまちの実現」を目指します。 ・ 納税者の利便性の向上等に向けた地方税統一 QR コード*の活用や現在納付書による納付としている施設使用料等についてもキャッシュレス決済の導入を検討します。 	

方向性3★	公共施設等マネジメントの推進
<ul style="list-style-type: none"> ・ 公共施設等の老朽化対策について、計画的かつ着実に取り組んでいきます。今後見込まれる人口や財政状況、市民ニーズの変化にも対応できるよう、また、将来的な転用を見据えた施設や複合施設等の整備、多様で効率的な整備方法を検討するとともに、民間活力の活用等の導入可能性に関する検討や施設のあり方の検討を進めます。 ・ 将来的な公共施設等の更新の際に、一時期に財政負担が過度に集中しないよう、長寿命化による既存施設の有効活用等や公共施設等の整備、改修、維持管理等に係る費用についてできる限り平準化を図ります。 	

②持続可能な財政運営の推進

○目指すまちの姿

中長期的な財政見通しによる規律ある財政が維持され、様々な工夫を凝らしながら持続可能な財政運営が行われています。

○施策体系

8 持続可能な自治体経営

施策8-② 持続可能な財政経営の推進
 方向性1 財政規律の維持
 方向性2 経営的な視点による財政運営

○施策指標

	指標名	指標の内容	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和11年度)
1	経常収支比率*(%)	経常一般財源総額に臨時財政対策債の発行可能額を加えた額に占める経常経費充当一般財源の割合	87.3	90.0以下
2	財政調整基金*残高(億円)	財政調整基金の残高	22.3	20.0
3	市債残高(億円)	一般会計の市債の残高	167.7	160

まちの姿8 持続可能な自治体経営

○施策の現状と課題

・ 中期財政計画を毎年度見直しを行うことで、財政計画策定後の状況の変化を反映し、その規律に従った財政運営を行い、財務書類等の作成や公表、活用により、市の財政の透明性を高めるとともに、引き続き財政の効率化・適正化に取り組んでいます。今後市の人口減により、近い将来の市税収入及び普通交付税の減少が見込まれる一方で、公共施設の老朽化に伴う建設事業費については増加が見込まれるため、起債発行や基金取崩で財源を確保する必要があります。また、社会保障費等の行政需要の増加に加え、物価高騰等に対応するための財源を確保する必要も生じており、より一層の厳しい財政運営が求められます。

・ 国や都等の補助制度の活用や、他自治体や団体・事業者との協働を推進していくことで、市民サービスの充実とともに、財政負担の軽減に取り組んでいます。補助制度は、DX*・GX*等の進展により、複雑化・複合化しており、適正な費用区分とするための情報管理が重要です。他自治体とのシステム共同開発や事業者との協働を引き続き実施し、財政負担の軽減に努め、市民サービスの充実につなげるため、事業の選択と重点化の考え方の整理が課題となります。

・ 施設使用料等について、利用者と未利用者との負担の公平性・公正性の確保という観点からも、受益者負担の適正化について、3年に1度評価し、条例改正の要否について、検討をしています。新しい公共施設の供用や、既存施設の大規模改修があることから、従来使用している基準と照らし、適正な算定となるよう検討が必要です。

・ 税外収入*の確保に対し、ふるさと納税制度や広告収入の推進をはじめ、令和4年度に実施した「むいから民家園のかやぶき屋根ふき替えプロジェクト」では、ふるさと納税を活用し、寄附金をふき替え工事の経費の一部に充てる「ガバメントクラウドファンディング*」を活用しました。今後も持続可能な財源確保に向けた取組を積極的に推進していく必要があります。

まちの姿8 持続可能な自治体経営

○施策の方向性

方向性1	財政規律の維持
<ul style="list-style-type: none">・ 決算剰余金の基金への積立て、連結負債残高*の維持、市債発行額の抑制等、中長期的な財政見通しのもと、規律ある持続可能な財政運営を推進していきます。また、財務書類等の作成や公表、活用により、市の財政の透明性を高めるとともに、引き続き財政の効率化・適正化に取り組んでいきます	

方向性2	経営的な視点による財政運営
<ul style="list-style-type: none">・ 時代の変化に対応した収納のあり方等を検討する中で、納税者の利便性の向上を推進するとともに、市民の理解と協力のもと、市税等の徴収率を維持していきます。また、生活が困窮している市民等の相談については、必要に応じて福祉部門と連携する等、丁寧な徴収に努めていきます。・ 税外収入について、財源確保に向けた新たな方策の検討も含め、様々な工夫を凝らしながら取組を推進するとともに、ふるさと納税やクラウドファンディング*の取組を通じて、市内・市外における市への愛着や思い入れを高めることにつなげます。・ 定例的な事業・業務について、行政と民間の役割分担も含めた見直しや改善に取り組んでいくとともに、事業の選択と重点化の考え方をもって、経営的な視点による財政運営を推進していきます。・ 国や都等の補助制度の活用や、他自治体や団体・事業者との協働を推進していくことで、市民サービスの充実とともに、財政負担の軽減に取り組んでいきます。・ 施設使用料等について、利用者と未利用者との負担の公平性・公正性の確保という観点からも、受益者負担の適正化を必要に応じて検討していきます	

③組織づくり・人財育成の推進

○目指すまちの姿

職員が仕事と生活を両立させ、ワークライフバランス*を実現するとともに、互いの多様性を認め合うことで、安心して働くことができ、組織と職員の信頼関係の高い職場になっています。それにより、多様化・複雑化する市民ニーズや行政課題に対し、組織横断的に対応することで、市民に信頼される市役所になっています。

○施策体系

8 持続可能な自治体経営

施策8-③ 組織づくり・人財育成の推進
 方向性1 誰もが安心して働き続けられる職場づくり
 方向性2 誰もが活躍できる職場づくり
 方向性3 未来の狛江を創っていく市役所づくり

○施策指標

	指標名	指標の内容	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和11年度)
1	職員の対応に対する市民の満足度(%)	市民アンケート	86.0	90.0
2	各役職段階にある職員に占める女性職員の割合(%)	各役職段階にある職員に占める女性職員の割合	27.9	35.0
3	年次休暇の職員一人当たりの平均取得日数(日)	年20日付与される年次有給休暇の平均取得数	14.1	16

○施策の現状と課題

・ 職員の仕事と子育てや介護の両立の推進、職員のワークライフバランスを実現できる職場づくりを推進していますが、超過勤務時間の更なる削減、メンタル不調による休職者の抑制、各役職段階にある職員に占める女性職員の割合の向上が課題です。令和5年度の男性職員の育児休業取得率は81.8%でしたが、取得期間が1箇月未満の割合が半数以上を占めていることから、男性がより育児休業を取得しやすい環境・職場風土づくりが必要です。その一方で、欠員や休業・休職者のいる職場への適切なフォローについても検討していかなければなりません。2040年問題等による人財不足に備え、多様な採用方法を通じて、人財の確保とともに人財の定着を図り、選ばれる職場となることが求められます。

・ 職員の在宅勤務推進の一環として、市内テレワーク施設と協定を締結し、多様な働き方を選択できる環境整備を進めてきました。また、執務室リニューアルや庶務事務システムの導入により、職員の働き方に対する意識の変革につなげるとともに、業務効率化や職員のワークライフバランスの実現に寄与しています。これまでテレワークについては環境・制度整備を進めてきましたが、一方で、テレワークが実施できる部署や人が限定されている現状があります。そのため、各職場における市民サービスや業務について、さらにDXを推進し、職員が必要なタイミングで多様な働き方な働き方を行えるようにしていくことが課題です。

・ 未来戦略会議*や庁内プロジェクトチームの設置・運営を通じて、地域人財や大学等との積極的な連携により、各政策課題の検討の中で、市内のエリアごとの地域特性や普段の市役所業務だけでは得ることのできないナッジ*や伝わりやすいデザイン等の専門的な知見を多く取り入れることができました。また、人財育成の観点からも、外部の方と協業して解決を図るというプロセスにおいて、参加職員の視野の広がりや新たな刺激・気付きの獲得につながっています。その一方で、参加職員の得た経験を実践できる場やしくみの確保、活動の支援が課題となっています。

・ 令和3年度に策定した障がい者活躍推進計画に基づき、障がい者理解の推進や合理的配慮を行うとともに、計画的な障がい者採用を実施することで、法定雇用率を維持しています。また、令和5年度から障がいのある職員専門のコーディネーターを配置し、働く環境のチェックや精神的ケアを行っています。障がい者雇用については、今後、法定雇用率が引き上げられることから、多様な活躍の場を提供し、採用や定着に結び付けていく必要があります。

・ 全職層を対象にハラスメント*防止研修を毎年実施し、ハラスメントに対する問題意識の喚起、ハラスメントの未然防止に対する職員の意識向上を図っています。立場の上下にかかわらず、どの職員も職層に応じたハラスメントに対する正しい共通理解を深め、ハラスメント撲滅に向けて取り組む必要があります。また、急激な社会変化や多様な市民ニーズに柔軟かつ迅速に対応できるよう、民間的経営感覚や・発想の視点を持った職員を育成することや、今後必要不可欠となるデジタル人財の育成が課題となっています。

まちの姿8 持続可能な自治体経営

○施策の方向性

方向性1	誰もが安心して働き続けられる職場づくり
<ul style="list-style-type: none">・ 個々の事情に応じた柔軟で多様な働き方を実現するため、各職場でのDXを更に進め、希望した職員が在宅勤務やテレワークを利用できるよう推進します。また、休暇や休業、時差勤務等の働き方が時代に即したものとなるように工夫し、誰もが働きやすい環境づくりを進めます。・ ハラスメント対策を徹底するとともに、職場におけるコミュニケーションの活性化を促すことで風通しの良い職場づくりを推進し、誰もが安心して働き続けられる職場づくりに努めていきます。	

方向性2	誰もが活躍できる職場づくり
<ul style="list-style-type: none">・ 全ての職員が各々の能力・やる気を最大限に発揮できるよう、誰もが活躍できる職場づくりに努めていきます。・ 職員のキャリア形成支援等を通じて、性別にかかわらず活躍できる環境整備を推進していきます。・ 課題解決に向け、部や所属課を越えて、いつでも連携し合える職場風土づくりを進めます。	

方向性3★	未来の狛江を創っていく市役所づくり
<ul style="list-style-type: none">・ 採用、人財育成、人事異動、人事評価を一体として捉え、将来のキャリアデザイン*を描きやすい環境づくりを進めます。・ 職員に民間的発想を身に付けてもらうとともに、DX等、デジタル分野の知識取得をはじめ、各種資格を取得しやすい環境づくりを進めることにより、個人スキル取得を奨励し、取得したスキルを業務に活かせる環境づくりを推進します。・ 法令等を遵守することはもちろん、時代や社会の要請に応え、常に公正・公平な職務を遂行することができるよう、コンプライアンス*機能の強化を推進するとともに、市民と協働してまちづくりを進めていくことができる体制を推進していきます。	

用語解説(50音順)

頭	用語	説明
あ	アップサイクル	本来は捨てられるはずの製品に新たな価値を与えて再生すること。
あ	アドプト	道路や公園等公共施設の一部区域の維持管理について市で行っていたものを、市民団体や企業等の団体が「里親」となり、「養子」となった施設の一部区域を団体が責任をもって維持管理を行っていく制度。
あ	空き家バンク	空家等を売りたいまたは貸したい所有者が空き家バンクへ空家等を登録し、空き家バンクを閲覧した空家等を買いたい、または借りたい人が希望物件あれば購入や賃貸ができるといった制度。
え	エコセメント	都市ごみを焼却した際に発生する灰を主な原料とするセメント。
え	援農ボランティア	農業者の方々の労働力不足を補うために、自然に触れ合いながら農業のサポートを行いたい市民等がボランティアとして農作業のお手伝いを行うもの。
お	オープンデータ	行政が保有しているデータを、機械判読に適したデータ形式で、二次利用が可能な利用ルールにより公開すること。
か	街区公園	主として街区内に居住する者の利用に供することを目的とする公園で、1箇所当たり面積 0.25ha(2,500 m ²)が標準。
か	カタログポケット	インターネット上の広報紙閲覧サービス。広報紙が電子ブック化されることにより、記事内文章がポップアップで拡大表示されるほか、音声読み上げ機能、多言語自動翻訳等の機能が利用できる。
か	ガバメントクラウドファンディング	ふるさと納税制度を活用し、政府(自治体)が行う寄附制度であり、地域の問題解決に向けたプロジェクトに共感した人たちから寄附を募る仕組み。
か	かわまちづくり計画	多摩川を中心とした「かわ」と「まち」が有する様々な資源や魅力を活かし、市外から集う新たな人の流れと賑わいを創出しながらも、市民と来訪者の双方に親しまれる「かわまちづくり」の実現を目指すものであり、国、市、市民等の参加と協働による取組を示す計画。令和6年3月策定。
き	キッズゾーン	保育所等が行う散歩等の園外活動の安全を確保するために、車両の運転者に対して注意を喚起することを目的として設定した道路の区域をいい、区市町村が警察と連携して整備を進めています。
き	キャリアデザイン	将来のなりたい姿やありたい自分を実現するために、職業人生を主体的に設計し、実現していくこと。
き	共助	災害時に地域の方々と消火活動を行うなど、周りの人たちと助け合うこと。
く	グリーンインフラ	自然環境が有する機能を社会における様々な課題解決に活用しようとする考え方。
く	クラウドファンディング	群衆(crowd)と資金調達(funding)を組合せた言葉。インターネットを通じて、プロジェクトに賛同した支援者から広く少額ずつ資金を調達すること。
け	経常収支比率	人件費、扶助費、公債費等の経常的な支出に充当された市税や普通交付税等の経常的な収入の比率。財政構造の弾力性を表し、高いほど財政が硬直化していることを示す。

用語解説(50音順)

頭	用語	説明
こ	コマラジ	地域情報の発信基地となり、住みやすい狛江、安全な狛江、を実現する狛江の為のコミュニティーFM。
こ	こども家庭センター	全ての妊産婦、子育て世帯、こどもへ一体的に相談支援を行う機能を有する機関。
こ	こども誰でも通園制度(仮称)	月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園給付。
こ	狛江ブランド農産物	狛江市独自の生産工程管理手法により「統一した狛江オリジナルのチェックリスト」を使い、各生産工程において項目を一つ一つ確認・管理され生産されている農産物。
こ	狛江まちみらいラボ	狛江駅前の「ほこみち」や、地域DXに取り組む狛江市のまちづくり会社。
こ	コンプライアンス	法令遵守。企業や個人が法令や規則、社会的ルールを守ること。
さ	財政調整基金	経済状況等により変動する市の収入に対応して、あらかじめ積み立てておくことにより市の財政状況の変化に対応し、安定した財政運営ができるようにする基金のこと。
し	自助	家庭で日頃から災害に備えたり、災害時には事前に避難したりするなど、自分で守ること。
し	自転車ナビマーク・ナビライン	自転車の安全な通行を促すため、自転車が通行すべき部分及び進行すべき方向を明示するもの。主として車道の左側端に「自転車ナビマーク」、交差点に「自転車ナビライン」の設置されている。
し	ジェンダーギャップ指数	世界経済フォーラムが、経済、教育、健康、政治の分野毎に各使用データをウェイト付けし、0の完全不平等から1の完全平等を上限として算出している指数。
し	シビックプライド	地域や自治体に対する住民の誇りや愛着を持ち、地域社会に貢献する意識のこと。
し	市民活動支援センター	市民と行政による参加と協働のまちづくりを推進し、より良い市民生活のために、地域の課題に取り組みたい個人と団体を支援することを目的として設置されたもの。誰もが市民活動に参加できるような環境を整え、市民が主体となる市民活動の文化を創っていく事業を行う。
し	市民農園	市民が自然とふれあい、農業に対する理解を深めることを目的で設けられた農園。
し	情報公開制度	何人にも知る権利とそれに基づく公開を求める権利を保障し、市政に関する説明責任を果たすことを目的として、市の機関が保有する情報を公開するための制度。
し	情報提供制度	情報公開請求がされた場合に明らかに全部公開となるような行政文書について、情報公開請求の手続を行わずに、閲覧や写しを入手することができる制度。
す	3D都市モデル	都市空間に存在する建物や街路といったオブジェクトに、名称や用途といった都市活動情報を付与することで、都市空間そのものを再現する3D都市空間情報プラットフォーム。

用語解説(50音順)

頭	用語	説明
す	スクエアード・ストレイト方式の交通安全教室	怖い思い、ヒヤットとする体験を通じて啓発効果を高めるために実際の交通事故を再現したスタントを目の当たりにし、事故の危険性などを学ぶこと。
す	ストックマネジメント	施設の機能診断に基づく機能保全対策の実施を通じて、既存施設の有効活用や長寿命化を図り、LCC(ライフサイクルコスト)を低減するための技術体系及び管理手法。
せ	税外収入	租税及び公債発行収入金以外の収入。
せ	生産緑地	市街化区域内の農地等のうち、良好な都市環境を確保するための都市計画上の制度(生産緑地制度)により指定された農地。
ち	地区まちづくり協議会	地区の市民等は、その地区の特性にあった基準、ルールの導入、その地区のまちづくりに関する目標、その地区の土地利用に関する事項を定めることを目的に、地区まちづくり協議会として認定を申請することができます。申請の後、まちづくり委員会に申請内容等について意見を聴いた上で、市が定める要件に該当する場合は、地区まちづくり協議会として認定をします。
ち	地縁型コミュニティ	自治会や町会等の住んでいる場所等の土地に関連して集まるコミュニティ。
ち	地方税統一 QR コード	納税者の利便性を向上等を目的とした、地方税の納付書に付される統一規格のQRコードのこと。
て	デジタルデバイド	インターネットやパソコン等の情報通信技術を使える人と使えない人の間に発生する、情報格差。
て	テーマ型コミュニティ	共通の課題等のテーマによって集まるコミュニティ。
と	特別緑地保全地区	都市における良好な自然的環境を保全するために、都市緑地法の規定に基づき指定された緑地。
な	ナッジ	経済的なインセンティブや行動の強制をせず、人々が自分自身にとってより良い選択を自発的に取れるように手助けするために、意思決定する際の環境をデザインする戦略や手法のこと。
は	パブリックコメント	政策等の策定途中で、事前にその計画等の素案を市民に公表し、それに対して意見等を募集し、提出された意見等を考慮して政策等を決定していくとともに、寄せられた意見とそれに対する市の考え方を公表する制度。
は	ハラスメント	相手に対して嫌がる行為や発言等を行うことにより、不快にさせたり、不利益を生じさせること。
ひ	ヒートアイランド現象	都市の気温が周囲よりも高くなる現象。
ひ	ビッグデータ	膨大かつ多様で複雑なデータのこと。
ふ	フェーズフリー	普段身の回りにあるモノやサービスを「日常時」と「非常時」というフェーズ(社会の状態)からフリーにして、いつもともしもに関わらず生活の質を向上させ、私たちの生活や命を守ってくれるものにしようという考え方。
ふ	フォロー/フォロワー	Xにおいて、アカウントをお気に入り登録することをフォローといい、フォローしている人のことをフォロワーという。

用語解説(50音順)

頭	用語	説明
ふ	フレイル	健康な状態と要介護状態の中間の段階。
ふ	フロントヤード	デジタル技術を取り入れながら住民と行政との接点(フロントヤード)を多様化・充実化していくことで、住民の利便性を向上させる取組。
ほ	ほこみち	道路管理者が歩行者利便増進道路(ほこみち)の指定を行い、歩道等の中に歩行者空間を確保しながら、歩行者の利便増進を図る空間として利便増進誘導区域を定めることで、テーブルやイス、イベントなど多様な道路空間の活用が可能となる。
ま	マイクロプラスチック	微細なプラスチックごみの総称で、5ミリメートル以下のもの。
み	未来戦略会議	中長期的な視点に立った施策等の立案及び市政運営上の課題を解決するため、市長を座長として、これからの狛江市役所を担う係長や主査、主任級の中堅・若手の職員で構成する庁内の検討チーム。
も	モバイル市役所	行政手続きの電子化の推進等により市民が場所・時間に捉われず、簡単に行政手続きやサービスの申請・問い合わせができる行政サービスシステムを構築し、職員の働き方改革・施設のあり方の見直しを行うことで達成されるもの、地域社会のDX化を目指す。
や	ヤングケアラー	家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者
ゆ	ユニバーサルデザイン	年齢や性別、障がいの有無などに関係なく、誰もが使いやすいように考えていくこと。
よ	4R(リフューズ・リデュース・リユース・リサイクル)	4Rとは、リフューズ(Refuse)、リデュース(Reduce)、リユース(Reuse)、リサイクル(Recycle)という、頭文字に「R」の付いた4つの言葉の総称。 リフューズとは、不要なものはあらかじめ受け取りを断り、もらわないこと。 リデュースとは、無駄なごみを減らすこと。 リユースとは、一度使ったものを繰り返し使うこと。 リサイクルとは、使い終わったものを資源として再利用すること。
ら	ライフサイクルコスト(LCC)	製品や構造物(建物や橋、道路など)が作られてから、その役割を終えるまでにかかる費用のこと。
り	緑視率	視界に占める緑の割合のこと。
れ	レジリエント(強靱)なまち	自然災害などが発生した場合に影響を最小限に留め、速やかに復旧・回復できるまち。
れ	連結負債残高	一般会計や特別会計に加え、一部事務組合・広域連合及び地方公社・第三セクター等を連結した負債の残高のこと。
ろ	ローリングストック	普段の食品を少し多めに買い置きしておき、賞味期限を考えて古いものから消費し、消費した分を買い足すことで、常に一定量の食品が家庭で備蓄されている状態を保つための方法。
わ	ワンウェイプラスチック	一度だけ使われて廃棄されるプラスチック製品のこと。
わ	ワークライフバランス	仕事と生活のバランスがとれた状態のこと。

用語解説(50音順)

頭	用語	説明
わ	ワンストップサービス	分散していた手続きやサービスを1つの場所で提供できるようにするもの。
A	AI(エーアイ、Artificial Intelligence)	人工知能のこと。
A	AI-OCR(エーアイオーシーアール)	手書きの書類や帳票の読み取りを行い、データ化するOCRにAI技術を組み合わせた処理。
A	AIボイス筆談機	話した内容を文字化し、筆談が可能となる機械。
D	DX(ディーエックス、デジタルトランスフォーメーション)	ICT(情報通信技術)の浸透が人々の生活をあらゆる面でより良い方向に変化させること。
G	GAP(ギャップ)手法	農業生産工程管理(Good Agricultural Practice)のこと。生産工程の適切な管理により、基準値以上の農薬残留、異物混入、病原微生物付着等のリスクを回避し、農産物の安全性をより向上させることができる。
G	GX(グリーントランスフォーメーション)	温室効果ガスの排出抑制を目的とし、化石エネルギー中心の産業・社会構造を、再生可能エネルギー中心の産業構造に転換していく取組のこと。
L	LGBTQ+	セクシュアルマイノリティ(性的少数者)の総称のひとつであり、セクシュアルマイノリティ(性的少数者)を代表するレズビアン、ゲイ、バイセクシュアル、トランスジェンダー、クエスチョニングの5つの頭文字を取った言葉に、「+(プラスアルファ)」を付けた通称。
R	RESAS(リーサス)	地域経済分析システム。経済産業省及び内閣官房デジタル田園都市国家構想実現会議事務局が提供する人口動態、産業構造、観光に関する人の流れ等のビッグデータを地図やグラフで分かりやすく「見える化」しているシステムのこと。
R	RPA(アールピーイー、Robotic Process Automation)	人が行う定型的なパソコン操作をソフトウェアのロボットにより自動化すること。
S	SNS(エスエヌエス、Social Networking Service)	Web上で社会的ネットワークを構築可能にするサービスのこと。X(エックス)は、文字や写真・動画、Instagram(インスタグラム)は、写真や動画を中心とするSNS。
W	WEBQU(ウェブキューユー)	教員が児童生徒の状態を多角的に知ることができるアンケートツール。